

広報

対話

[KOHO-MIBU]



2024
JANUARY
1
月号
No.776

新年あけましておめでとうございます。皆さまにおかれましては、輝かしい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、昨年の干支「卯」は、その漢字の形が門が開いている様子を連想することから、「これまででの努力が花開き、実り始める飛躍の年」という意味があるそうです。昨年は壬生町におきましても、扉の先にある新しい壬生の景色を、町民の皆さま並びに町議会を始めとする関係者の方々とともに描き始めた一年となりました。

振り返りますと、2月にはコミュニティバス「みぶーぶ」の実証運行を開始しました。皆さまの生活を支える新たな足として、ご利用いただきたいと思っております。さらに、生活支援という点では、買い物支援サービスとして「移動スーパー」を開始しました。高齢者や障がいのある方の買い物を支援するとともに、見守り活動の推進を図って参ります。また、明るい未来に向けた基盤の整備として、新産業団地開発の事業実施。さらには、スマートインターチェンジ整備の事業化が決まりました。今年の干支辰年は、「成功につながる種子が大きく育つ年」と言われております。干支にあやかれるよう、着実に事業を推進して参ります。

そして、いよいよ旧庁舎跡地を賑わい創出の拠点とする事業に着手し、城下町壬生のシンボルとなるよう整備を進めて参ります。今後、町民の皆さまの声を傾け、魅力あふれる壬生町へと発展出来るよう取り組んで参ります。

結びに、皆さま方のご多幸をご祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。



壬生町長
小管 一弥

住み続けたい賑わいのある壬生町

新たな賑わいの拠点へ旧庁舎跡地を整備

「まちなか創生の拠点」のコンセプトのもと、カフェや多目的広場、チャレンジショップなど、コミュニティ機能を持つ「公共機能エリア」と、住民生活の利便性向上を目的に民間事業者を公募する「民間活力導入エリア」に分けて整備し、令和7年上半期までの供用開始を目指します。



旧庁舎
3月中に解体完了

スマートインターチェンジの 新規事業化

国土交通省からスマートインターチェンジ連結許可書を受領しました。本スマートインターチェンジは、壬生パーキングエリアへの接続型を検討しています。事業の整備効果をしっかり享受できるように、「道の駅みぶ」の機能強化を始め、周辺地区を含めた壬生町の発展と利便性向上に努めます。



新たな町の活力へ 新産業団地を開発

栃木県企業局が事業主体となる新産業団地開発の事業実施が決まりました。名称は「みぶ中泉産業団地」、整備場所はみぶ羽生田産業団地東側、開発面積約19.5haとなります。新たな雇用を創出し、人口減少の克服と地域経済の活力維持に繋がっていきます。



利便性の向上へ国谷駅 西口の広場を整備

国谷駅前広場を整備することにより、安心安全な交通空間の確保に努めます。また、複数の交通手段の接続が行われる乗り換え拠点としての機能を充実させることにより、駅利用者の利便性の向上を図ります。



目次

- 2 新年のごあいさつ
- 5 まちトピ
- 12 壬生藩校学習館祭り開催
- 14 壬生町安全・安心町民大会開催
- 16 壬生町会計年度任用職員登録者募集
- 19 20歳になったら国民年金
- 27 所得税、住民税Q & A
- 30 第36回公民館まつり
- 33 各課からのおしらせ
- 37 児童館・子育て支援センターからのおしらせ
- 38 図書館からのおしらせ
- 41 1月16日～2月15日カレンダー

表紙写真：11月12日(日)に行われた壬生藩校学習館祭りの写真です。詳細は本誌12ページ、13ページをご覧ください。



壬生町議会議長
坂田 昇一

新年あけましておめでとうございます。
町民の皆さまにおかれましては、希望に満ちた令和6年の新年を、晴れやかに迎えの心と心よりお慶び申し上げます。重ねて、日頃より町議会活動に対しご理解とご協力を賜りお礼申し上げます。

さて、昨年は新型コロナウイルス感染症が5類に引き下げられたことから、町議会運営におきましても、これまで感染症対策の一環として一般質問の質問時間を短縮していたところを平常通りに戻すなど運営方法を再検討し、従来の議会運営に近づけるよう努めてまいりました。今後、時勢に合った感染症対策を講じながら、より公平かつ円滑な議会運営を図ってまいります。

また、11月には令和元年以来4年ぶりに対面での「議会と住民との懇談会（トーク&ディスカッション）」を開催致しました。今回は、議員と町民の皆さまが気軽に意見交換ができるようタイトルを「みぶぎかいカフェ」とし、テーマである「壬生町がどのようになれば「結婚・出産・子育て」をもっとしやすくなると思いませんか」について1つの輪となり大変和やかな雰囲気の下、ご参加いただいた皆さまに多くの貴重なご意見を頂戴し、盛会のうちに終了することが出来ました。厚く御礼申し上げます。いただいたご意見はしっかりと我々議員から執行部に届けさせていただきます。

結びに、今後も町民福祉の向上と町の発展に寄与するため、二元代表制の一翼を担う責任ある意思決定機関として、活発な議会活動を続け、まちづくりに取り組んでまいりますので、引き続き町議会に対しましてのご支援並びにご協力をお願い申し上げます。

支え合い快適に暮らせる壬生町

交通網拡充へ「みぶーぶ」 運行中

町内の主要施設や駅を結ぶコミュニティバス「みぶーぶ」の実証運行を開始しました。東武宇都宮線、既存のデマンドタクシー「みぶまる」、「ゆうがおバス」とともに、町民の皆さまの生活を支える新たな足として、多くの方にご利用いただけるよう、引き続き、ルートなどを検証し利便性の向上を図ります。



買い物支援へ「移動スーパー」がスタート

(株)カスミとの協定に基づき、高齢者や障がいのある方の買い物を支援するため、カスミ移動販売車が町内44箇所を巡回します。毎週同じ時間に同じ場所を訪れることで、お住まいの方の変化や異変に気づくなど、地域を見守る役割も期待されています。



子どもたちが健やかに育つ壬生町

子育て支援アプリ「ミコナ」配信中

子育て中のお父さん、お母さんが手軽に利用できる子育て支援アプリが出来ました。妊娠期から子育て期に必要な壬生町の子育て支援情報を配信していきますので、是非ご活用ください。



論語を活かした人づくり

昨年も藩校サミット壬生大会開催をレガシーとするため、「第2回壬生藩校学習館祭り」を開催し、論語作文の発表や論語大朗読などを行いました。論語を通して物事の見方や人としての生き方、考え方、心の持ちようを学ぶために、明日を担う子供たちに論語による教育を推進していきます。



町発展への功勞・功績をたたえ 自治功勞者を表彰

永年にわたり、町政運営の推進、教育・文化の振興等で多大な功績を残された方々を称え、「令和5年度壬生町自治功勞者表彰式」が、11月1日(水)に壬生町役場大会議室で行われました。今年度は、功勞賞7名、徳行賞2名の方が受賞されました。



受賞者 (敬称略)

功勞賞

- 農業委員として功績があったと認められる方…………… 篠原 正明
- 文化財保護審議会委員として功績があったと認められる方 …… 倉松 秀文
- 民生委員・児童委員および人権擁護委員として功績があったと認められる方 …… 大久保 智子
- 農業委員および保護司として功績があったと認められる方 …… 早乙女 幸一
- 町議会議員および消防団員として功績があったと認められる方 …… 戸崎 泰秀
- 介護認定審査会委員および国民健康保険運営協議会委員として功績があったと認められる方 …… 西山 宏宗
- 企画委員およびスポーツ推進委員として功績があったと認められる方 …… 山杉 睦子

徳行賞

- 町に1件100万円相当以上の金品を寄附された方 …… 株式会社 アクトリー
- 毛塚 俊照

(該当条項順、職名順、50音順)

令和5年度 全国自治会連合会会長表彰

10月18日(水)に開催された「令和5年度全国自治会連合会北海道札幌大会」において、城内自治会長の荒川克己氏が、地縁による団体の代表者として長年、住民自治組織の発展向上に寄与された功績から“全国自治会連合会会長表彰”を受賞されました。



左から 小管町長 荒川克己氏



まちトピ

栃木県更生保護事業関係者顕彰式で表彰

11月17日(金)、宇都宮市文化会館小ホールで行われた栃木県更生保護事業関係者顕彰式で、更生保護活動に積極的に貢献された功績が認められ、更生保護事業関係者および民間協力者の方々が表彰を受けられました。また、同日、受彰者が町長に表敬訪問を行いました。

- 全国保護司連盟理事長表彰 …………… 網野 好子様
 - 関東地方更生保護委員会委員長表彰 … 橋本 昭三様
 - 関東地方保護司連盟会長表彰 …………… 大島 誠一様
 - 関東地方更生保護女性連盟会長表彰 … 山田 章様
 - 栃木県保護司会連合会会長表彰 …………… 岩田 清子様
 - 宇都宮保護観察所長感謝状 …………… 島田 繁雄様
 - 宇都宮保護観察所長感謝状 …………… 鈴木 伸一様
 - 宇都宮保護観察所長感謝状 …………… 玉田 美智子様
- 鯉信株式会社様
阿部鉄工株式会社様



後列 左から 島田繁雄様 山田章様 鈴木伸一様
前列 左から 岩田清子様 橋本昭三様 小菅町長 網野好子様 大島誠一様

企業版ふるさと納税の寄附をいただきました

11月20日(月)に企業版ふるさと納税として、株式会社景観プランニング(柳田千恵子代表取締役)様より50万円、協栄産業株式会社(古澤栄一代表取締役社長)様より50万円の寄附をいただきました



左から 小菅町長 柳田代表取締役



左から 小菅町長 古澤代表取締役社長

寄附金は、株式会社景観プランニング様におかれましては「壬生町への新しいひとの流れをつくる事業」の1つである『魅力ある公園更新事業』へ、協栄産業株式会社様におかれましては、「壬生町における安定した雇用を創出する事業」の1つである『壬生町立地企業雇用確保移住奨励金事業』へと活用してまいります。
※企業版ふるさと納税とは、企業が自治体に寄附をすると税負担が軽減される制度のことです

建友会 砂を寄附

10月20日(金)、壬生町建設業協同組合 建友会様(代表:稲葉建設株式会社 代表取締役 稲葉匡紀様)より、羽生田小学校と藤井小学校に砂を寄附していただきました。建設業の若手で組織する建友会様は、コロナ禍で町のために何か貢献できることはないかとの思いから、昨年に続き小学校に砂の寄附をされました。児童達は搬入の様子に興味深く見学していました。建友会のみなさんありがとうございました。



羽生田小学校



藤井小学校



壬生町戦没者ならびに消防殉職者合同慰霊祭開催

10月31日(火)東雲公園の北側にある慰霊碑前にて、壬生町戦没者ならびに消防殉職者合同慰霊祭が執り行われました。

この慰霊碑には、戊辰の役以来、先の大戦に至るまでの戦没者の方々、そして消防活動にて殉職されました方々のお名前が刻まれています。

晴天に恵まれ、多くの遺族の方々が参列する中、式辞、追悼の辞、舞の奉納の後、参列者全員による献花が行われました。



令和5年度 地区別町政懇談会 (地域力UPスマイルトーク)開催

壬生町自治会連合会(山縣博司^{やまがたひろし}会長)では、地域のリーダーとして活躍する自治会長と小菅町長をはじめとする、町執行部による意見交換の場として、「地区別町政懇談会(地域力UPスマイルトーク)」を南犬飼地区公民館(10月27日(金))、城址公園ホール(10月31日(火))で開催しました。

当日は、まず町執行部から今年度中に予定している主な事業をはじめとする町の状況について報告がありました。その後、山縣会長を座長として、「町が取り組んでいる事業について聞いてみたいこと」をテーマに意見交換を実施しました。

自治会連合会では、今回の懇談会で把握することができた各自治会の現状などをもとに、各自治会長を支援できるよう、町と連携しながらさまざまな取り組みを進めていきたいと考えています。



南犬飼地区公民館 (10月27日)



城址公園ホール (10月31日)

令和5年度 栃木地区 公衆衛生大会表彰受賞

11月29日(水)、栃木県庁小山庁舎で令和5年度栃木地区公衆衛生大会保健衛生事業功労者表彰式が行われ、壬生町母子保健推進員の中川なが子^{なかがわ}氏、松原りか^{まつばら}氏、青木幸恵^{あおき}氏が母子保健部門で受賞されました。この表彰は、多年にわたり栃木地区で公衆衛生事業発展のため献身的活動を続けている個人および団体のうち功績が特に顕著である方に贈られます。



中川氏

壬生町消防団通常点検および消防フェア開催

好天に恵まれた秋空の下、壬生町消防団の通常点検および消防フェアが、11月5日(日)壬生町総合運動場グラウンドで行われ、佐藤勉衆議院議員をはじめ、福田富一栃木県知事、佐藤良栃木県議会議長、近隣の消防団長、消防長その他多くの来賓を招き、規律厳正な点検が行われました。

点検終了後には役場駐車場できにや幼稚園児によるマーチング演奏が行われ、見学者から大きな拍手が上がりました。マーチング演奏の後は一転して厳正で勇ましい消防団の分列行進が行われ通常点検が終了しました。

その後消防フェアが開催され消防車両の展示や、消防団車両からの放水体験が行われ、子供たちの長い列ができて初めての放水体験に喜んでいました。コストコ壬生倉庫店からは子供たちや見学者に、グミやクッキーなどのお菓子の配布があり、会場はたいへん盛り上がりを見せました。

式典中の音楽や行進曲は、みぶ吹奏楽団の協力により素晴らしい生演奏が会場に響き渡りました。



戸崎団長を先頭に分列行進が行われた



くにや幼稚園児のマーチング演奏



放水体験初めての放水に大喜び

令和5年度表彰者名簿

(敬称略)

県消防協会表彰

県消防協会勤続賞(15年)

第1分団第1部 団員 水井 正行

県消防協会勤続賞(10年)

第1分団第2部 団員 所 龍太郎
第2分団第4部 団員 山本 和也

下都賀支部表彰

下都賀支部 功績章(8年)

本部 副分団長 吉葉 和正
第1分団第5部 部長 榎本 匡記
第3分団第3部 部長 上田 幹雄
第1分団第1部 団員 佐藤 章弘
第1分団第3部 団員 細井 平造
第2分団第4部 団員 大橋 将人
第3分団第1部 団員 中川 和典
第3分団第2部 団員 鈴木 啓之
第3分団第3部 団員 糸川 敏宏
第3分団第3部 団員 上原 康裕

第2分団第5部 部長 梁島 崇浩

下都賀支部 勤続章(5年)

第2分団第5部 部長 梁島 崇浩

県消防協会表彰と同じ
壬生町長表彰 勤続章5年
下都賀支部表彰と同じ

壬生町長表彰 優良部

第1分団第3部
第2分団第5部
第3分団第1部

壬生町長表彰 努力部

第1分団第1部
第2分団第3部
第3分団第2部

壬生町長感謝状

鈴木 好昌 他28名

壬生町長感謝状 内助の功

所 龍太郎 令夫人 揚子
山本 和也 令夫人 由香利

壬生町長感謝状 消火協力者

若林 弘典
森田 裕之

壬生町長感謝状通常点検協力者

みぶ吹奏楽団



川の日を国民の祝日にしよう会 「秋の黒川親子自然体験教室」を開催

川の日を国民の祝日にしよう会（くわばら しろう桑原史朗会長）は11月5日(日)に「川を大切にしよう」を目的として「秋の黒川親子自然体験教室」を開催しました。当日は町内外の親子15組45名が参加し、とちぎ釣り大使のせきやちゆういち関谷忠一さん指導の下、毛鉤や川虫を餌にしてオイカワやカワムツを釣りました。



約5メートル近くもある長い釣り竿を手に子供たちは真剣なまなざしで川に糸を垂らしていました。日頃から川を身近に感じる事が少ない子供たちにとって、今回の「釣り体験」をきっかけに「川」に対して親しみを感じたのではないのでしょうか。



壬生町青少年育成指導員が街頭啓発活動を実施

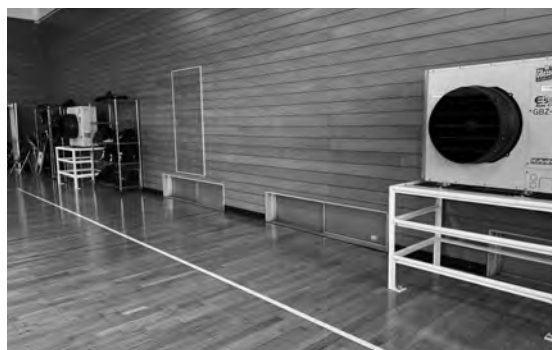
壬生町青少年育成指導員会おちあひよしはる（落合義治会長）は、青少年の健全な育成を図る事を目的としたパトロール活動や啓発活動を行っています。

11月25日(土)に、カスミ壬生店前および、カスミフレスポおもちゃのまち店前において、「壬生の子どもをみんなで育てよう」と呼びかけるクリアファイルやマイバッグ、インターネット等の使い方について注意を促すチラシなどを配布する啓発活動を実施しました。



中学校体育館武道場に空調設備を設置

近年、地球温暖化の影響により、夏季において連日のように熱中症アラートが発動され、児童生徒を熱中症から守ることが喫緊の課題となっています。また中学校の部活動においては、重要な時期に体育館の利用が大幅に制限されるなど支障が生じていました。そのため町では、町内全ての中学校の体育館と武道場に空調設備を設置することを決定し、設置工事を11月末に完了しました。今後とも町では学校環境の改善に取り組んでいきたいと考えています。





まちトピ

壬生寺保育園・壬生寺第二保育園の園児がさつまいも掘り

10月30日(月)壬生寺保育園・壬生寺第二保育園の園児が、壬生寺第二保育園前の農家・刀川成市たちかわせいいちさんの畑で、さつまいも掘りを行いました。

刀川さんご夫婦は、壬生寺第二保育園開園以来、毎年子どもたちの為にさつまいもを作ってくれています。収穫したさつまいもは、おやつで食べたり、家に持ち帰ったりしました。

大きなさつまいもがいっぱい収穫できて、子どもたちは大喜びでした。



子育て支援センターひよこ パパとママ一緒にベビトレヨガ教室

10月28日(土)朝から雷が鳴り響く大荒れの天候の中、生後3か月から1歳1か月の子どもたちとパパとママの8家族(24人)と一緒にベビトレヨガを体験しました。日頃、育児や仕事で固くなった身体を伸ばしたり、手をつないでバランスをとったりしながら家族で楽しい時間を過ごしました。教室が終る頃には天気も回復して会場の保健福祉センターには心と身体がほぐれた家族の笑顔があふれていました。



文庫&カフェむつみ 開所式が行われました

11月10日(金)に、六美町北部自治会内のむつみの郷にて文庫&カフェむつみの開所式が行われました。8月に獨協医科大学で行われた「ケアする町づくり」をテーマにした公開講座を受講したことをきっかけに、お茶を飲みながら、本を読んだりおしゃべりしたりして住んでいる地域や年齢を問わずに、気軽に誰もが集える居場所づくりの支援をしたいとの思いから有志5人が立ち上げました。

当日の開所式には、30名近くが参加し、ボランティアの方からの差し入れのパウンドケーキをコーヒーや紅茶と一緒にいただきながら、閉所時間近くまで会話を楽しんでいました。

次回は、1月19日(金)午前10時～正午に開所予定です。



令和5年度明るい選挙啓発ポスターコンクール 県審査(第二次審査)で7名が入賞

明るい選挙啓発運動の一助とするため、全国の児童生徒を対象とした「第75回明るい選挙啓発ポスターコンクール」が行われました。

県内では、小・中・高生から総数1,922点の作品が寄せられ、第一次審査(市町単位)を通過した、418点が第二次審査(県)に出品されました。

本町においても、130点にのぼる作品の応募があり、その中から優秀作品として、第二次審査推薦作品33点を出品し、その結果、本町では、入選に2点、佳作に5点、合計7点が選ばれました。

審査結果は、次のとおりです。



松本煌大(壬生小5年)



榎井陽太(壬生中1年)

◎県審査(第2次審査)入賞 (町審査入選作品)

入選	松本 煌大	(壬生小5年)
//	榎井 陽太	(壬生中1年)
佳作	佐藤 奏大	(壬生東小2年)
//	佐藤 舞依	(壬生小3年)
//	後藤 希織	(壬生小4年)
//	阿久津 楓果	(陸小4年)
//	鈴木 芙実	(壬生小5年)

◎町審査

入選	巻島 捺希	(壬生小1年)
//	青木 美稀	(陸小2年)
//	大金 璃菜	(壬生小3年)
//	高木 聖	(壬生小3年)
//	松本 麗華	(壬生小3年)
//	森島 心椛	(稲葉小3年)
//	大木 美侑	(羽生田小3年)
//	寺内 莉亜	(壬生小4年)

入選	三井 一恋	(壬生小5年)
//	山川 奏太	(藤井小5年)
//	五月女 桜大	(壬生東小5年)
//	坪山 花希	(陸小5年)
//	中村 明香里	(安塚小5年)
//	松下 悠	(安塚小5年)
//	安良岡 知咲	(稲葉小6年)
//	深津 瑛	(壬生北小6年)
//	大塚 美結	(壬生中1年)
//	北村 拓夢	(壬生中1年)
//	福田 琴	(壬生中1年)
//	福田 夢夏	(壬生中1年)
//	古澤 俐衣	(壬生中1年)
//	三浦 ひなた	(壬生中1年)
//	酒井 心愛	(壬生中2年)
//	竹内 琉羽	(南犬飼中2年)
//	日賀野 礼	(南犬飼中2年)
//	福田 遥香	(南犬飼中3年)

(※敬称略)

第6回壬生町「図書館を使った調べる学習コンクール」 地域コンクール結果発表

11月3日(金・祝)、壬生町立図書館において第6回壬生町「図書館を使った調べる学習コンクール」地域コンクールの表彰式が開催されました。夏休み期間を中心に行われた本コンクールは、22作品の応募があり、下記の通りの結果となりました。

町長賞	『本当にあるよ!おもちゃのまち』	なかむら ふうが
教育長賞	『時空をこえて活躍する大谷石』	ねもと 和こ
図書館長賞	『わたしとそろばん』	たけむら さら
優秀賞	『ただものではないコケ』	ふるや おとか
奨励賞	『知りたい!鳥居氏の活躍 -ぼくらに伝わる先人達の知恵-』	わたなべ けんた
努力賞	『星ざについて調べてみた!』	さとう みほ



受賞作品のレプリカを、1月28日(日)まで図書館にて展示中です。素晴らしい作品を、ぜひ手に取ってご覧ください。



まちトピ

祝百寿

いしむら ミツ 石村ミツさん100歳おめでとうございます

石 村ミツさんが100歳の誕生日を11月20日(月)に迎えられ、小菅町長がご自宅を訪問し、長寿をお祝いしました。

小菅町長がお祝状と花束をお渡しした際は、大変お喜びいただき感極まった様子ながら、しっかりとお受け取りくださいました。

ミツさんは、普段はリビングでテレビを観たり、日常使いができる折り紙などをして過ごされていて、作品は施設や病院の方に差し上げているそうです。

訪問した際は100歳のお祝いのお花やメッセージが書かれた色紙がきれいに並べられていて、ミツさんのお人柄や温かいご家族の様子がうかがえました。

最後に町長と握手した際も「ありがとう」と何度も答え、手を振って見送っていただきました。

これからも健やかに長生きをしていただきたいと思います。



町では、敬老事業として100歳を迎えられた方の長寿をお祝いをしています。

東下台自治会

自主防災会が総合防災訓練を開催

自 主防災会(組織)は、壬生町内の36自治会に設立され各組織が独自の防災訓練を行い、地域の防災力の確立に努め、災害時には地域みんなで協力し合い、お互い様の精神で地域内の被害の軽減や、逃げ遅れ者をゼロにするため、訓練を行っています。

東下台自治会自主防災会は11月19日(日)東下台自治会公民館で壬生消防署、壬生町赤十字の協力で、初めての総合防災訓練を行いました。

この訓練には、東下台育成会の子供達が参加し地域ぐるみで、子供たちの防災教育を兼ねた訓練となり、壬生小学校6年生の佐々木遥さんが一日自治会長(防災会会長)として、今回の防災訓練の総指揮者として取り組みました。

訓練は、避難訓練、初期消火訓練、煙道体験、炊出し訓練及び消防職員による防火講話が行われ、訓練終了後には消防車両の見学や参加者全員で炊出しのカレーの試食を行いました。

また、この訓練には駅東自治会や児童発達支援きっずみぶから参加があり、地域を超えて災害時の「自助」「共助」の大切さを考える機会になりました。



1日自治会長の佐々木遥さん



消火器取り扱い訓練

帰省の時に!

家族で **とちいえ** 将来のことを話し合ってみませんか?

家族が集まる機会が多いお正月。この時期に将来の相続について、話し合いませんか?

- 土地・建物の評価が気になる
- 固定資産税の負担が大きい
- 田・畑はどうすればいいの?
- 何から始めればいいのか分からない

一つでも当てはまる方は

とちみろ にご相談ください!



とちぎ未来開発(株)

お問合せはこちら

☎0282-24-5687

〒328-0075 栃木県栃木市箱森町36-17



壬生藩校学習館祭りの開催

第18回全国藩校サミット壬生大会開催記念

第2回壬生藩校学習館祭りを、11月12日(日)に城址公園ホールで開催しました。令和3年に行われた、全国藩校サミット壬生大会の開催を記念するとともに、藩校教育にかかるこれまでの取り組みを継続・発展させていくことを目的として開催されました。壬生町内の小中学生による、「壬生論語青少年・町民の主張作文・発表コンクール」や「論語大朗誦」、「小中学生プレゼンコンテスト」が行われ、活気のあるイベントとなりました。開催にあたり、壬生ロータリークラブ様より多大なご協賛をいただきました。



左から
壬生ロータリークラブ川嶋健市会長 田村教育長

目録贈呈

壬生ロータリークラブ様より、「壬生論語青少年・町民の主張作文・発表コンクール」および「プレゼンコンテスト」入賞者への盾、壬生論語検定の受検料についての目録が贈呈されました。

開会

開会にあたり、壬生町教育委員会田村教育長、小菅町長、壬生藩鳥居家第16代当主の鳥居忠明さんがあいさつをしました。



田村教育長



小菅町長



鳥居忠明さん

壬生論語青少年・町民の主張作文・発表コンクール

今年度の応募作品総数243点の中から、最終選考に選ばれた10名がステージ上で自分の主張を発表しました。厳正なる審査の結果、以下の通り入賞者を決定しました。作文発表を通して、論語の意味をさらに深く理解するとともに、論語を通して現代社会や日常生活、自身の生き方等を再確認し、よりよい社会づくりに貢献することを目指しています。

《小学生の部》

- | | | | | | |
|------|--------|-----------|--------|-----------|--|
| 最優秀賞 | 安塚小4年 | 寺内 結菜 さん | | | |
| 優秀賞 | 陸小6年 | 高津戸 眞子 さん | | | |
| 奨励賞 | 壬生小6年 | 椎名 真凜 さん | 藤井小5年 | 平川 楓奈 さん | |
| | 壬生東小6年 | 増山 舜 さん | 稲葉小6年 | 渡邊 結利愛 さん | |
| | 羽生田小3年 | 篠原 寧那 さん | 壬生北小4年 | 栗原 可偉 さん | |

※記載順は、学校番号順です

《中学生の部》

- | | | |
|------|--------|-----------|
| 最優秀賞 | 南犬飼中2年 | 坂本 昊 さん |
| 優秀賞 | 壬生中1年 | 竹村 寧々花 さん |



みぶっ子 論語大朗誦

壬生論語検定世界記録チャレンジコースに合格した34名の児童生徒による、論語大朗誦が行われました。壬生町の論語教育で使用しているオリジナルテキスト「壬生論語古義抄」の18編すべてを順番にそらんじました。堂々と読み上げられた迫力のある論語に、会場からは大きな拍手が送られていました。



小中学生プレゼンコンテスト

プレゼンコンテストでは、各小中学校の代表が個々に決めたテーマに沿ったパワーポイントを作成し、発表しました。発表の仕方や内容などによって審査が行われ、以下の通りの結果となりました。創意工夫にあふれた、とても個性的な発表の数々で、観客を楽しませました。

最優秀賞 睦小
優秀賞 壬生北小 壬生東小
奨励賞 壬生小 藤井小 稲葉小 羽生田小
安塚小 壬生中 南犬飼中
※記載順は、学校番号順です



入賞者表彰式

11月23日(木・祝)に、城址公園ホールにて、「壬生論語青少年・町民の主張作文・発表コンクール」と「小中学生プレゼンコンテスト」の入賞者表彰式を開催しました。



放課後学習サポート事業

壬生町教育委員会が主催し、壬生中学校ならびに南犬飼中学校の3年生を対象に11月～2月に実施している放課後学習サポート事業が、今年で19年目を迎えました。

「自らの経験やスキルを活かして活動したい」と思っている地域住民が、無償の放課後学習支援ボランティア講師となり、「進路実現に向けて学力向上を図りたい」と願う中学生の自主学習を支援していく取り組みです。

中学校の放課後の空き教室を利用し、中学生からのわからない問題に関する解き方等の質問を、学習ボランティアが答える形で展開しています。

- 主催 町教育委員会（主管：生涯学習課生涯学習係）
- 日時 ①期日 11月～2月の中で週2～4回程度（学校との調整による）
②時間 帰りの会終了後、1時間程度
- 会場 壬生中学校ならびに南犬飼中学校



第17回 壬生町 安全・安心 町民大会開催

11月25日(土)に町、栃木地区交通安全協会壬生支部、壬生町防犯組合連絡協議会主催による第17回壬生町安全安心町民大会が城址公園ホールにて開催されました。

大会では、交通安全および防犯功労者の表彰、小中学生による交通安全、防犯標語および交通安全作文の表彰が行われました。

また、交通天使(注)による自転車に乗るときの注意点など、楽しい講話で盛り上がりました。

中ホールでは、小中学生の作品展示、県くらし安全安心課による自転車シュミレーター体験、交通安全母の会によるバルーンアートなども行われました。

町では、犯罪や交通事故のない安全安心な壬生町を目指していきます。これからも安全で安心な地域社会づくりのため、明るく住み良い豊かな町づくりの推進にご協力ください。

(注)天使に扮して交通安全を呼びかける栃木署員

交通安全功労者 (敬称略)

田村 好昭 山ノ井 進

防犯功労者 (敬称略)

野呂 一洋

交通感謝状 (敬称略)

中村 辰夫 笠野 光行

交通指導員感謝状 (敬称略)

鯉沼 幸子 鶴見 義和 畑 治美

交通安全標語入選者名一覧 (敬称略)

★最優秀賞

壬生東小1年	高山 楓佳	壬生小 2年	沖田 悠翔
壬生東小3年	高原 優心	壬生東小4年	清水 司
安塚小 5年	菅谷 樹那	壬生東小6年	大山 星夏

☆優秀賞

壬生東小1年	篠原 快知	壬生北小1年	白井 駿太
壬生東小2年	深谷 はる	壬生北小2年	刀川 葵
壬生東小3年	栗原 斗蒼	壬生北小3年	渡辺 稜冬
壬生北小4年	横山 智大	安塚小 4年	亀田 斗真
安塚小 5年	古谷 音樺	安塚小 5年	葭葉 叶羽
羽生田小6年	荒川 慈優	安塚小 6年	田中 大智

防犯標語入選者名一覧 (敬称略)

★最優秀賞

壬生東小1年	土屋 世藍	壬生東小2年	布川 伶央
安塚小 3年	武田 美雨	安塚小 4年	小嶋 咲空
羽生田小5年	菅原 みや乃	安塚小 6年	森島 希愛

☆優秀賞

壬生東小1年	根小屋 隼士	壬生東小1年	布施木 彪人
壬生東小2年	千葉 颯大	壬生北小2年	佐藤 奏
壬生小 3年	鈴木 斗弥	壬生東小3年	熊倉 菜月
壬生小 4年	落合 乃愛	羽生田小4年	日賀野 颯
壬生小 5年	井上 龍飛	壬生東小5年	毛塚 生望
壬生小 6年	千葉 芭音	壬生東小6年	栗原 夢果

交通安全作文入選者名一覧 (敬称略)

★最優秀賞

羽生田小2年	仲丸 來杜	「交うしどういんのおじさん」
壬生小 6年	品川 彩乃	「交通事故をなくすために」
壬生中 3年	田邊 琉虎	「命を守るヘルメット」

☆優秀賞

睦小 2年	大毛 杏里紗	稲葉小2年	梁島 昂
睦小 5年	小倉 和華	壬生東小6年	田邊 葉碧
壬生中1年	古澤 俐衣	壬生中2年	小倉 凜太郎



大会の様子



交通天使による講話



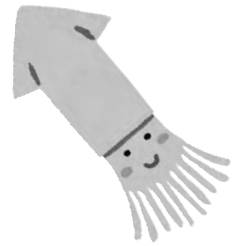
バルーンアート (交通安全母の会)



自転車シュミレーター体験 (県くらし安全安心課)



アニサキスによる 食中毒を防ごう!



アニサキスって何?

アニサキスは寄生虫の一種です。

アニサキス幼虫は、サバ、アジ、サンマ、カツオ、イワシ、サケ、イカなどの魚介類に寄生し、魚介類が死亡すると、内臓から筋肉に移動します。

アニサキスの処理をしていない魚介類を摂取した際に、食中毒を引き起こす可能性があります。

アニサキス症は12月～3月の寒期に発生が多く、7月～9月の暖期に最も少ない傾向があります。年間を通して発生するため、正しい知識と注意が必要です。



アニサキスによる食中毒

アニサキス幼虫が寄生している魚介類を生や不十分な加熱の状態を食べると、アニサキス幼虫が胃壁や腸壁に刺入して食中毒を引き起こします。

アニサキスによる食中毒の症状

- ・激しいみぞおちの痛み
- ・吐き気
- ・かゆみや発疹

※異常が見られる際は、速やかに医療機関を受診してください



アニサキスによる食中毒の予防方法は?

- 冷凍処理 (-20°C、24時間以上)
- 加熱処理 (70°C以上、または60°Cなら1分)
- 魚介類を購入する際は、新鮮なものを選ぶ。
- 丸ごと1匹で購入した際は、速やかに内臓を処理する。
- 内臓を生で食べない。
- 目視で確認し、アニサキス幼虫を取り除く。



!!注意!!

一般的な料理で使う食酢での処理、塩漬け、醤油やわさびを付けても、アニサキス幼虫は死滅しません。



◎問合せ 生活環境課くらし安心係 ☎(81)1826

相続税・生前対策

に関するお悩み
何でもご相談ください!

✓サービス内容

- 不動産(収益不動産含む)に関する相続税
- 生前贈与に関する相続税
- 遺言に関する相続税
- 会社経営に関する相続税
- 不動産の個人、法人所有など

初回 電話相談無料 お気軽にご連絡ください!

☎028-652-3981

(平日8:30-17:30、土日祝は事前予約)

e-Mail: kishi-kaikei@lake.ocn.ne.jp



自社運営相続メディア
「宇都宮相続ナビ」で検索

岸会計事務所
宇都宮市野生町1675-8
税理士 岸 大路

地上デジタル101ch

第75回壬生町二十歳の集い特集

1月29日(月)～2月4日(日)

【放送時間】

8:00～ / 14:00～ / 19:00～ ほか

※予告なく変更となる場合があります。ご了承ください。

ご視聴希望の方は下記までお問合せください!

ケーブルテレビ栃木 ☎0120-25-1819

壬生町会計年度任用職員 登録者 募集



町では、会計年度任用職員の採用に関して、以下のとおり登録者を募集します。

会計年度任用職員		原則1会計年度（4月1日～翌年3月31日）以内を任期として任用される 地方公務員法上の一般職の非常勤職員（常時勤務を要しない職員）です。
任用期間		原則として1会計年度（4月から翌年3月まで）の任用となります。 業務により、短期間での任用もあります。 ※勤務実績等により、年度内における任期の更新や翌年度における再度の任用をすることがあります
申込から任用までの流れ	流れ	①申込（名簿登録） → ②選考 → ③任用
	①申込	下記の書類を総務課庶務人事係または担当部署まで提出してください。なお、提出後、登録された場合の通知等は行っていません。 【提出書類】 ①会計年度任用職員登録申込書（町指定様式） 各担当部署において交付を受けるか、壬生町公式ウェブサイトから入手することができます。また、令和6年度より所定のフォームでのオンライン登録も受け付けます。希望される場合は下記のURLまたは二次元コードからご利用ください。 <URL : https://logoform.jp/form/xJdf/423615 > ②免許・資格証の写し（免許・資格を必要とする職種の場合） ※職種により必要な書類がありますので、別表「職種一覧」の担当部署にご確認ください
	②選考	任用の必要が生じた場合に、登録者の中から、書類選考を実施し、合格された方に面接の日程等の試験案内を行います。 各担当部署において、面接試験等を行います。その際に、職務内容や勤務時間、報酬額等の勤務条件について確認を行います。
	③任用	採用内定の通知が届いた場合には、必要書類を期限までに提出していただき、指定された任用期間の初日をもって採用となります。
申込期間		随時受け付けています。 4月からの任用を希望される場合には、 1月4日(木)から2月9日(金) までにお申し込みください。 ※採用する人員枠には限りがあることや書類選考の結果で、登録いただいても試験案内ができない場合があります
登録期間		①1月～3月登録の場合 登録日から翌年度末（3月31日）まで ②4月～12月登録の場合 登録日からの年度末（3月31日）まで 登録内容に変更がある場合には、その都度提出し直してください。 また、登録期間中に登録を取り消す場合は、その旨ご連絡ください。
応募資格		登録職種毎の必要資格等を満たす方で、次のいずれにも該当しない方 ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの方 ②壬生町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年間を経過しない方 ③日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した方
職種・報酬等		別表「職種一覧」をご覧ください。このうち、緊急に募集する職種もありますので、最新情報を壬生町公式ウェブサイトにてご確認ください。
職務内容		業務繁忙期における臨時業務あるいは職員の補助業務 職員が産休、育児休業、病気休暇を取得した際の代替業務
勤務条件等	勤務時間	原則として週5日以内、1日7時間45分以内。 職種により、土曜日、日曜日および祝日の勤務があります。
	年次休暇	勤務日数や任用期間に応じて付与されます。
	交通費	町の規定に基づき支給します。
	期末手当・勤勉手当	一定の条件を満たす場合に支給します。
加入保険		一定の条件を満たす場合に栃木県市町村職員共済組合、厚生年金保険、雇用保険、災害補償の適用があります。
任用された場合の注意事項		会計年度任用職員として採用されると地方公務員法の適用を受け、業務上知り得たことについての守秘義務が生じます。職種、業務内容によっては、町民の方のプライバシーに関することを取り扱いますので、勤務される場合は十分に注意をしてください。
職種毎の職務内容や勤務条件に関する問合せ		別表「職種一覧」の担当部署
総合的な問合せ		壬生町役場 総務部 総務課 庶務人事係 〒321-0292 栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲3841番地1 ☎0282(81)1810

別表 職種一覧

職名	免許・資格等	報酬額(時給換算)		勤務場所	担当部署	問合せ	
一般事務		996	～	1,050	役場本庁	総務課	0282(81)1810
					南犬飼出張所	南犬飼出張所	0282(86)0004
					町民活動支援センター	生活環境課	0282(81)1888
					壬生町清掃センター	壬生町清掃センター	0282(82)3424
					クリーンセンター	クリーンセンター	0282(82)6739
					みらい館	みらい館	0282(82)3591
					各公民館	城址公園ホール	0282(82)0108
					生涯学習館	生涯学習館	0282(82)8384
					歴史民俗資料館	歴史民俗資料館	0282(82)8544
総合運動場	スポーツ振興課	0282(82)2345					
一般事務 (ダイヤモンドタクシーオペレーター)		996	～	1,050	役場本庁	総合政策課	0282(81)1813
一般事務 (学校事務)		996	～	1,050	各小中学校	学校教育課	0282(81)1871
一般事務 (学芸員)	要	996	～	1,050	歴史民俗資料館	歴史民俗資料館	0282(82)8544
一般事務 (障がい者)	要	996	～	1,050	役場本庁、各施設	総務課	0282(81)1810
徴収嘱託員		1,150	～	1,225	役場本庁	税務課	0282(81)1882
旅券事務嘱託員		1,117	～	1,192	役場本庁	住民課	0282(81)1824
交通教育指導員		1,260	～	1,309	役場本庁	生活環境課	0282(81)1826
安全安心指導員		1,260	～	1,309	役場本庁	生活環境課	0282(81)1826
消費生活相談員	要	1,243	～	1,278	役場本庁	生活環境課	0282(81)1826
介護認定調査員	要	1,298	～	1,376	役場本庁	健康福祉課	0282(81)1876
相談支援包括化推進員	要	1,308	～	1,386	役場本庁	健康福祉課	0282(81)1883
家庭相談員	要	1,358	～	1,410	役場本庁	こども未来課	0282(81)1887
子ども家庭支援員	要	1,358	～	1,410	役場本庁	こども未来課	0282(81)1887
利用者支援専門員	要	1,117	～	1,205	子育て支援センターつばめ	こども未来課	0282(81)1831
保育士	要	1,050	～	1,278	とおりまち保育園	こども未来課	0282(81)1831
					児童館		
					子育て支援センターひよこ		
					子育て支援センターつばめ		
保健師	要	1,117	～	1,205	役場本庁	健康福祉課 こども未来課	(健康福祉課) 0282(81)1885 (こども未来課) 0282(81)1887
看護師	要	1,117	～	1,205	役場本庁		
助産師	要	1,117	～	1,205	役場本庁		
栄養士	要	1,050	～	1,205	保育園	こども未来課	0282(81)1831
					各小中学校	学校教育課	0282(81)1871
学力向上支援員	要	1,215	～	1,286	各小中学校	学校教育課	0282(81)1871
複式学級解消支援員	要	1,252	～	1,317	各小中学校	学校教育課	0282(81)1871
学校生活支援員		1,117	～	1,192	各小中学校	学校教育課	0282(81)1871
教員助手		1,117	～	1,134	各小中学校	学校教育課	0282(81)1871
教育相談員	要	1,309	～	1,351	嘉陽が丘ふれあい広場	学校教育課	0282(81)1870
部活動指導員		1,309	～	1,351	各中学校	生涯学習課	0282(81)1873
部活動休日指導員		1,192	～	1,192	各中学校	生涯学習課	0282(81)1873
部活動地域移行支援員		1,192	～	1,192	役場本庁	生涯学習課	0282(81)1873
社会教育指導員	要	1,252	～	1,317	城址公園ホール	生涯学習課	0282(81)1873
運転手	要	980	～	1,038	清掃センター	清掃センター	0282(82)3424
技手	要	980	～	1,038	清掃センター	清掃センター	0282(82)3424
					中央配水場	水道課	0282(82)2260
用務員	要	980	～	1,038	保育園	こども未来課	0282(81)1831
					各小中学校	学校教育課	0282(81)1871
					総合運動場	スポーツ振興課	0282(82)2345
調理員	要	980	～	1,038	保育園	こども未来課	0282(81)1831
					安塚小学校	学校教育課	0282(81)1871
管理人		980	～	1,038	嘉陽が丘ふれあい広場	生涯学習課	0282(81)1873
自転車駐車場管理人		980	～	1,038	おもちゃのまち駅前駐車場	都市計画課	0282(81)1854
作業員(道路補修)	要	980	～	1,038	役場本庁	建設課	0282(81)1851
作業員(発掘調査)	要	980	～	1,038	歴史民俗資料館	歴史民俗資料館	0282(82)8544
廃棄物・土砂等埋立監視員	要	1,209	～	1,225	役場本庁	生活環境課	0282(81)1834
陸砂利監視員	要	1,209	～	1,225	役場本庁	商工観光課	0282(81)1845

※免許・資格等が必要な職種の具体的な条件は、担当部署へお問合せください
 ※免許・資格等が必要な職種は、官公庁や学校以外の資格を活用した経験年数も考慮されます
 ※掲載内容については、変更になる可能性があります
 ※各公民館は午後のみ勤務があります

産前産後期間相当分（4か月分）の国民健康保険税が免除されます！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4か月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産および人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の免除方法

- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、**出産予定月（または出産月）の前月から出産予定月（または出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます）相当分が減額されます。**

	3か月前	2か月前	1か月前	1か月後	2か月後	3か月後
単胎の方				出産予定月		
多胎の方				出産予定月		

※産前産後期間相当分の所得割保険税と均等割保険税が年額から減額されます。産前産後期間の保険税が0になるとは限りません

※多胎妊娠の場合は出産予定月（または出産月）の3か月前から6か月相当分が減額されます

- 令和5年度においては、**産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。**

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月
			出産予定月			

※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません

……対象期間

- 保険税が減額された場合、払いすぎになった時は保険税は還付されます。

届出に必要な書類

- ① 届書
- ② 母子健康手帳など

※出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類が必要です

届 出 先

税務課諸税係 ☎(81)1819・1879

20歳になったら国民年金



国民年金は、老後やいざという時の生活を現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、公的年金に加入し保険料を納めることで、老後はもちろん、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が死亡されたとき等に、年金を受け取ることができる制度です。

国民年金のポイント

◎将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任をもって運営するので、生涯にわたって安定した年金の給付が保障されます。

◎老後のためだけのものではありません

国民年金には、老齢年金のほか、障害年金や遺族年金があります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに支給されます。遺族年金は、加入者が死亡されたとき、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のいる配偶者」や「子」）に支給されます。



「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

★「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予されます。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

★「納付猶予制度」

20歳から50歳未満の方（学生以外）で、ご本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予されます。

※学生納付特例・納付猶予の期間は、老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金の受給額には反映されません。10年以内であれば、後から保険料を納付（追納）して受給額を増やすことが可能です（承認期間の古い順からの納付になります）。また、3年度目以降は当時の保険料に加算金がつきます

日本年金機構では、20歳になられた方向けに国民年金制度を動画でご案内しています。ぜひご覧ください。



◎国民年金のご相談・手続等の問合せ

- ・ねんきんダイヤル ☎0570(05)1165
- ・栃木年金事務所国民年金課 ☎(22)6074
- ・町住民課国保年金係 ☎(81)1827

老齢年金を受給されている方へ

《年金と所得税の確定申告について》

老齢年金等の老齢(退職)を支給事由とする公的年金は、税法上「雑所得」として所得税の申告対象および住民税の課税対象になります。

受け取った『老齢年金』の額が108万円以上（65歳以上の方は、158万円以上）の方については、原則として所得税が源泉徴収されることになっています（上記の年金額を下回る方は、源泉徴収されません）。年金に課税される所得税は、各支払月に支払われる額から源泉徴収されます。

老齢年金を受けている方には、1年間（1月～12月）に受け取った年金の支払総額などを記載した「源泉徴収票」が翌年1月下旬に送付されますので、税務署等で確定申告をする場合や源泉所得税の還付請求をする場合は申告書に添付してください。

《確定申告が必要になる場合》

- ・年金以外に収入があった方
 - ・2種類以上の年金を受給している方（年金収入400万円以下を除く）
 - ・源泉徴収票に記載されている以外の控除がある方
- なお、【障害年金】や【遺族年金】は所得税が非課税ですので、源泉徴収票は送付されません。

亡くなられた方については、死亡届を提出されたご遺族の方に対し、約2か月程度で源泉徴収票（準確定申告用）をお送りします。

源泉徴収票を紛失した場合は、ねんきんダイヤルへ再交付をお申し出ください。

- ◎問合せ ねんきんダイヤル ☎0570(05)1165
栃木年金事務所お客様相談室 ☎(22)4131

国民年金保険料を納付されている方へ

納付した国民年金保険料は 確定申告の控除対象になります！

納付した国民年金保険料は、所得税（住民税）の申告において、社会保険料の控除対象となります。確定申告（還付申告）をするときには、納付したことを証明する書類が必要になります。

所得税の申告を行う際は、日本年金機構から送付される「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」または「国民年金保険料領収証書」を、忘れずに提出しましょう。

控除対象：令和5年1月1日～12月31日に納付した保険料（過年度分を含む）

10月1日～12月31日の間に国民年金保険料を納付された方の控除証明書は、2月上旬に送付される予定です。（1月1日～9月30日の間に国民年金保険料を納付された方の控除証明書については、11月上旬に送付済みです）

◎問合せ

ねんきん加入者ダイヤル ☎0570(003)004(ナビダイヤル) 050で始まる電話でかける場合 ☎03(6630)2525

〈受付時間〉 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後7時
第2土曜日 午前9時30分～午後4時
※休日、祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用できません

令和6年度から適用される 個人住民税の税制改正について

●町・県民税における均等割への加算措置の終了

東日本大震災復興基本法等に基づき、平成26年度から均等割に1,000円が加算されていた措置が終了し、均等割が4,700円（町民税3,000円、県民税1,700円）になります。

●森林環境税（国税）の創設

年額1,000円が賦課され、住民税と合わせて徴収となります。詳細は次ページを確認ください。

●上場株式等の配当等に係る課税方式の統一

上場株式等の配当所得等および譲渡所得等に係る所得の課税方式について、これまでは所得税と住民税で異なる課税方式を選択できましたが、令和6年度からは、所得税の課税方式と一致させなければならないことになりました。よって、**令和5年分以降の所得について、所得税と住民税で異なる課税方式を選択することはできません。**

これにより、扶養控除や配偶者控除などの適用、非課税判定、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料などの算定や、各種行政サービスなどに影響が出る場合がありますのでご注意ください。

●国外居住親族に係る扶養控除等の見直し

令和6年度より、30歳以上70歳未満の国外居住親族について、扶養控除および非課税限度額の対象とするには、次のいずれかに該当していなければならないこととされました。

1. 留学により日本国内に住所および居所を有しなくなった者
2. 障害者
3. その納税義務者から前年中に生活費または教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者（扶養対象者ごとに38万円以上の送金記録を提出する必要があります）

◎問合せ 税務課町民税係 ☎(81)1817

安心と安全の保証付車検を提供する まごころサービス

関東陸運局指定民間車検場 鈴木自動車販売

ロータスクラブ壬生車検センター	新車・中古車販売 くるま市店	オートサービス安塚給油所	サイクル&モーターショップ
鈴木自動車販売株式会社	スズキ販売壬生	スタンドスズキ	鈴木輪業
壬生町安塚1170-6 TEL:(86)0798 FAX:(86)0903	壬生町安塚793-18 TEL:(86)3188 FAX:(86)3172	壬生町安塚874-3 TEL:(86)0368 FAX:(86)0368	壬生町安塚1935 TEL:(86)0012 FAX:(86)0903

フリーダイヤル(通話料 当社負担)0120-12-0798

令和6年度から 森林環境税(国税)の課税が始まります

森林環境税とは、森林の整備およびその促進に関する施策の財源に充てるために創設された国税で、令和6年度から国内に住所を有する個人に対して年間1,000円が課税され、町民税・県民税と合わせて町が徴収します。

●令和6年度からの町・県民税均等割および森林環境税の創設について

町・県民税の均等割は、東日本大震災復興法に基づき、平成26年度からの10年間、臨時的に年間1,000円が引き上げられていましたが、この臨時的措置が令和5年度で終了し、令和6年度から新たに国税として森林環境税1,000円が賦課徴収されます。

区 分		令和5年度までの税額	令和6年度からの税額
国 税	森林環境税	なし	1,000円
県民税	個人住民税 均等割	2,200円 ※うち500円は臨時的措置、700円 はとちぎの元気な森づくり県民税	1,700円 ※うち700円はとちぎの元 気な森づくり県民税
町民税		3,500円 ※うち500円は臨時的措置	3,000円
計		5,700円	5,700円

●森林環境税とは？

森林環境税は、令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税です。

個人住民税均等割が賦課される方1人に対して、年額1,000円を市町村が賦課徴収することとされ、その税収は全額が森林環境譲与税として都道府県・市区町村へ分配されるしくみとなっています。

●課税されない人（非課税）

森林環境税は、町民税・県民税と同じく合計所得金額などによる非課税の基準がありますが、国税であることから壬生町の個人町・県民税の非課税基準とは若干異なり、以下のとおりとなります。森林環境税（1,000円／年）のみ課税となる場合がありますので留意ください。

- (1) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- (2) 障害者、未成年者、寡婦またはひとり親に該当し、合計所得金額が135万円以下の者
- (3) 前年の合計所得金額が下記に該当する者
 - ・扶養親族がいない者の場合
合計所得金額：38万円以下（収入が給与のみの場合、給与収入93万円以下）
 - ・扶養親族がいる者の場合
合計所得金額：28万円×人数（本人＋扶養人数）＋26万8千円以下

確定申告 は 期限内 に!

壬生町会場での住民税・所得税および復興特別所得税の申告は、3月14日(木)までです。

◆番号札配布 平日：午前8時10分～午後3時
土日：午前8時30分～11時

役場正面入口にて開錠と同時に配布開始します。

※番号札をお持ちでない場合は申告受付できませんので、上記の時間中にお受け取りください

※混雑状況により、午前中にご来場いただいた場合でも午後の時間帯の番号札をお渡しする場合があります
(本年度も壬生町公式ウェブサイトからの事前予約(一部のみ)を行います。詳細は次ページ)

◆申告受付 午前の部 午前9時～11時30分まで
午後の部 午後1時～番号呼出終了(注)まで

(注)当日の番号札配布数により終了の時間が変動します。

※土、日(一部除く)、祝日、3月4日(月)は受付していませんのでご注意ください

※次ページ「★申告会場におけるコロナ対策」をご一読ください

壬生町会場

会場	月 日	曜日	実施状況	申告割当地区(大字単位)
壬生町役場1階 大会議室 壬生甲3841番地1	2月13日	火	○	羽生田・七ツ石
	2月14日	水	○	中泉・助谷
	2月15日	木	○	上稲葉・下稲葉
	2月16日	金	○	上田・北小林
	2月17日	土	×	受付していません
	2月18日	日	午前のみ	平日来られない方
	2月19日	月	○	福和田・壬生乙
	2月20日	火	○	安塚1番地～899番地
	2月21日	水	○	安塚900番地～1199番地
	2月22日	木	○	安塚1200番地～
	2月23日	金(祝)	×	受付していません
	2月24日	土	×	受付していません
	2月25日	日	×	受付していません
	2月26日	月	○	国谷・落合
	2月27日	火	○	至宝・おもちゃのまち
	2月28日	水	○	幸町
	2月29日	木	○	緑町・いずみ町・若草町
	3月1日	金	○	あけぼの町・壬生甲・壬生丙
3月2日	土	午前のみ	平日来られない方	
3月3日	日	×	受付していません	
壬生町役場1階 101会議室 壬生甲3841番地1	3月4日	月	×	受付していません
	3月5日	火	○	藤井
	3月6日	水	○	壬生丁1番地～159番地
	3月7日	木	○	壬生丁160番地～
	3月8日	金	○	駅東町・寿町
	3月9日	土	×	受付していません
	3月10日	日	×	受付していません
	3月11日	月	○	大師町・通町・中央町
	3月12日	火	○	表町・元町
	3月13日	水	○	本丸
	3月14日	木	○	壬生町全地域

★下記の申告をされる方は町申告会場での受付はできませんので、税務署会場において申告をしてください。

また、下記以外でも申告内容により税務署会場で確定申告をする必要がある場合があります。

- 青色申告 ○雑損控除の申告 ○譲渡所得（土地・家屋・株式等）の申告
- 最初の年の住宅借入金特別控除の申告 ○先物取引（FX・仮想通貨等）の雑所得の申告
- 国外の税金が関係する申告 ○贈与税・相続税・消費税の申告
- 準確定申告（亡くなられた方の申告） ○過年度分の申告

※栃木税務署の確定申告会場は栃木商工会議所大ホール（栃木市片柳町2丁目1番46号）になります
申告期間は2月16日(金)から3月15日(金)までです。（土・日・祝日は除く）

★各出張所において、申告書（住民税のみの申告含む）の受付およびお預かりはしていません。

※町・県民税（住民税）申告書は郵送でも提出ができます

必要事項をご記入の上、控除証明書等を同封して、
〒321-0292（住所不要）壬生町役場 税務課 町民税係 宛 に送付してください。



★お持ちいただく書類等

28ページ右下に記載されている「●申告に必要なもの」をご確認の上、申告会場にお越しください。

※確定申告書、町民税・県民税申告書、収支内訳書、医療費控除の明細書などの申告書類は、1月中旬頃に役場税務課、各出張所、城址公園ホールに用意します。壬生町公式ウェブサイトでも町民税・県民税（住民税）に関する申告様式を掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください

早めの準備・作成をして、期限内に提出しましょう。

★申告会場におけるコロナ対策

昨年度に引き続き、下記のとおり新型コロナウイルス感染症対策を行いながら申告受付をします。安全、安心な申告受付へご理解・ご協力をお願いします。

※感染者状況等により取扱いが変わる可能性があります

○来場や待合の際のお願いについて

- ・来場の際は、マスク等の着用にご協力ください。
- ・定期的な換気を行いますので、暖かい格好でお越しください。
- ・会場内の密度を管理するため、番号札に来場可能時間（30分単位）が記載されていますので、計画的な来場をお願いします。
- ・進行や来場者の状況によっては、自家用車等の会場外でお待ちいただくことをお願いする場合があります。ご協力をお願いします。

○以下の条件にあてはまる方につきましては、入場をお断りする場合があります。

- ・体温が37.5度以上ある方
- ・せき、味覚障害、風邪の諸症状等がある方

※郵送による申告や、スマホ・パソコンによる申告が可能な方は、極力そちらをご利用ください

★ウェブ予約

本年度も、壬生町公式ウェブサイトから番号札の事前予約を行います。

右記の二次元コードからアクセスし、注意事項をご確認の上お申し込みください。

事前予約期間：1月23日(火)～2月6日(火)



申告の必要があるか確認してみましょう

申告確認フローチャート

令和6年1月1日現在、壬生町に住民登録がありますか？

いいえ

令和6年1月1日に住民登録のある市区町村へご確認ください

はい

令和5年1月1日から令和5年12月31日までの間に収入がありましたか？

はい

いいえ

主な収入が

壬生町在住の方の税法上の

扶養になっている

扶養になっていない

給 与	
・ 年末調整が済んでいる（1か所からの給与のみ）	
・ 給与収入以外の所得が20万円以下である（※）	
・ 年末調整の内容に変更・各種控除の追加がある	
・ 2か所以上から給与の支払いを受けた	
・ 年末調整が済んでいない	
・ 給与収入が2,000万円を超える	
・ 給与収入以外の所得が20万円を超える	

年 金	
・ 障害年金や遺族年金などの非課税年金のみ	
・ 公的年金など（課税対象年金）の収入が	
400万円を超える	・ 所得税の還付がある
400万円以下で	・ 保険料・扶養控除などの追加がある
	・ 年金以外の所得が20万円以下である（※）
	・ 所得税の還付や控除の追加がない
・ 公的年金収入以外の所得が20万円を超える	

営業、農業、不動産、一時、その他の所得

下記の①か②の申告が必要です

①確定申告（所得税と住民税）

所得税の納付、還付がある場合

・ 申告は税務署の申告会場、e-Tax(電子申告)、または町の申告会場(※)

※町の申告会で受付できない申告

下記の申告をされる方は栃木税務署の確定申告会場（栃木商工会議所大ホール）にて申告してください。

- 青色申告 ○雑損控除の申告
- 譲渡所得（株式・土地など）の申告
- 最初の年の住宅借入金等特別控除の申告
- 先物取引（FX・仮想通貨等）の雑所得の申告
- 贈与税・相続税・消費税の申告
- 準確定申告（亡くなられた方の申告）
- 国外の税金が関係する申告
- 過年度分の申告

②町・県民税申告（住民税のみ）

所得税の納付や還付の必要がない場合

・ 申告は町の申告会場（郵送でも提出できます）

申告の必要はありません

※所得税の還付を受ける場合、①の確定申告が必要です

ご注意ください

◆町民税・県民税の申告書は町・県民税（住民税）の課税資料のほか、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の算定資料として利用されます。申告がない場合、適正な保険料等の算定ができただけでなく、公営住宅や児童手当・保育園などの手続等に必要所得証明書等の発行もできませんのでご注意ください。

◆収入がない方や非課税年金収入のみの方は申告を行わないと、国民健康保険税等の軽減判定を受けられない場合があります。

◆税務署や町から申告の案内が届かない人でも、申告が必要な場合があります。申告確認フローチャートでご確認ください。

※町民税・県民税申告書は郵送でも提出ができます

必要事項をご記入の上、源泉徴収票や控除証明書等を同封して、〒321-0292（住所不要）壬生町役場 税務課 町民税係 宛に送付してください。

◆公的年金の収入が400万円以下の場合、確定申告は原則不要ですが、社会保険料や医療費控除などの申告をすることで、住民税が減額になることがあります。

◆給与所得者であっても、給与支払者が給与支払報告書を町に提出していなかったり、給与支払者に届け出た本人の個人情報が町の住民登録の情報と相違があった場合には、未申告状態になっている可能性がありますので、気をつけてください。

◎問合せ

税務課町民税係 ☎(81)1817

年分 医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住所 _____

氏名 _____

1 医療費通知に記載された事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)~(3)を記入します。

※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。

- (例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)
 ①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、
 ④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額(自己負担額)(注)	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険(高額療養費など)などで補てんされる金額
円	円	円

(注) 医療費通知には前年支払分の医療費が記載されている場合がありますのでご注意ください。

2 医療費(上記1以外)の明細

「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険(高額療養費など)などで補てんされる金額
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	円	円
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
2 の 合 計			円	円

医療費の合計	A	(ア+ウ) 円	B	(イ+ロ) 円
--------	---	---------	---	---------

3 控除額の計算

支払った医療費	(合計) 円
保険金などで補てんされる金額	
差引金額 (A - B)	(マイナスのときは0円)
所得金額の合計額	
D × 0.05	(赤字のときは0円)
Eと10万円のいずれか少ない方の金額	
医療費控除額 (C - E)	(最高200万円、赤字のときは0円)

- A ←
- B ←
- C ←
- D ←
- E ←
- F ←
- G ←

申告書第一表の「所得金額等」の合計欄の金額を転記します。
 (注) 次の場合には、それぞれの金額を加算します。
 ・退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額
 ・ほか申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額(特別控除前の金額)
 なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄のロの金額を転記します。

申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記します。

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

切り線

重要なお知らせ

平成29年分の確定申告から、「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、医療費の領収書の添付又は提示は必要ありません。ただし、明細書の記入内容の確認のため、確定申告期限等から5年間、税務署から領収書（医療費通知に係るものを除きます。）の提示又は提出を求める場合がありますので、領収書はご自宅等で保管してください。

医療費控除の明細書の記載要領

この明細書は、所得税法第73条（医療費控除）の適用を受ける場合に使用します。この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けることができませんので、ご注意ください。

1 医療費通知に記載された事項

医療費通知を添付する場合、(1)～(3)を記入します。

- ※1 医療費通知とは、医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の事項が記載されたものをいいます。
 - ①被保険者等の氏名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けた者 ④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称
 - ⑤被保険者等が支払った医療費の額 ⑥保険者等の名称
- ※2 自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費に関する医療費通知に限ります。
- ※3 医療費通知に保険者番号及び被保険者等記号・番号の記載がある場合、その番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。

(1)「医療費通知に記載された医療費の額（自己負担額）」欄

自己が負担した医療費の合計額を記入します。通知が複数ある場合は、全て合計し記入します。

※ 医療費通知には前年支払分の医療費が記載されている場合がありますのでご注意ください。

(2)「(1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額」欄

(1)の医療費のうち、その年中に実際に支払った医療費の合計額を記入します。

※ 医療費通知に記載された医療費の額は、実際に支払った金額と異なる場合がありますので、領収書をご確認ください。

(3)「(2)のうち生命保険や社会保険（高額療養費など）などで補てんされる金額」欄

生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定等に基づき受け取った保険金や給付金（入院費給付金、出産育児一時金、高額療養費など）がある場合に、その金額を記入します。

※ 保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても、他の医療費からは差し引きません。

保険金などで補てんされる金額が確定申告書を提出する時までには確定していない場合には、その保険金などの見込額を記載します。後日、保険金などを受け取った際に、その額が見込額と異なるときは、申告内容を訂正してください。

記入例

(1) 医療費通知に記載された医療費の額（自己負担額）(注)	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険（高額療養費など）などで補てんされる金額
176,584 円	153,300 円	円

医療費通知に記載された自己負担額の合計額を記入します。

(1)で記入した医療費のうち、その年中に実際に支払った金額を領収書等で確認し、合計額を記入します。

(2)の医療費について、保険金などを受け取った場合は、その金額を記入します。

2 医療費(上記①以外)の明細

その年中に自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費について、領収書から必要事項を記入します。なお、「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(「1 医療費通知に記載された事項」に記入したものについては、記入しなくてください。)

(1)「医療を受けた方の氏名」欄

医療を受けた方の氏名を記入します。

(2)「病院・薬局などの支払先の名称」欄

診療を受けた病院や医薬品を購入した薬局などの支払先の名称を記入します。

(3)「医療費の区分」欄

医療費の内容として該当するものを全てチェックします。

(4)「支払った医療費の額」欄

医療費控除の対象となる金額を記入します。

(5)「(4)のうち生命保険や社会保険（高額療養費など）などで補てんされる金額」欄

上記①(3)と同様です。

例) 国税太郎さんが○△病院に通院した場合

2月18日 診療: 6,500円 通院費(JR、〇〇バス) 往復780円
5月28日 診療: 5,500円 通院費(JR、〇〇バス) 往復780円
○△病院計: 12,000円 通院費計: 1,560円

※ 「(3)その他の医療費」欄は、例えば、通院費、医療器具の購入(いずれも通常必要なものに限ります。)などがある場合にチェックします。

※ 通院費の支払先が乗り換え等により複数ある場合には、記入例のようにまとめて記入しても差し支えありません。

※ 控除の対象となる医療費の範囲など、詳しくはパンフレット「医療費控除を受けられる方へ」や国税庁ホームページをご覧ください。

記入例

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険（高額療養費など）などで補てんされる金額
国税 太郎	○△病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	12,000 円	円
//	JR、〇〇バス	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input checked="" type="checkbox"/> その他の医療費	1,560	

添付又は提示が必要な書類

●この「医療費控除の明細書」(添付)

●医療費通知(原本)※「1 医療費通知に記載された事項」に記入したものに限り(添付)

※ 令和4年1月1日以後に令和3年分以後の確定申告書を提出する場合は、原本に代えて電子証明書等に係る電磁的記録印刷画面(電子証明等に記録された情報の内容と、その内容が記録された二次元コードが付された出力画面をいいます。)を添付することができます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

●次の費用について医療費控除を受ける場合は、それぞれ該当する書類を取得する必要があります。

これらの書類に記載された①証明年月日、②証明書の名称及び③証明者の名称(医療機関名等)を明細書の適宜の欄又は欄外余白などに記載することで、添付又は提示を省略して差し支えありません。この場合、添付等を省略した証明書などは、確定申告期限等から5年間ご自宅等で保存する必要があります。

○寝たきりの人のおむつ代

※ おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降で介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村長等が交付するおむつ使用の承認書等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。

○温泉利用型健康増進施設の利用料金

○指定運動療法施設の利用料金

○ストマ用装具の購入費用

○B型肝炎患者の介護に当たる同居の親族が受ける同ワクチンの接種費用

○白内障等の治療に必要な眼鏡の購入費用

○市町村又は認定民間事業者による在宅療養の介護費用

▶ 医師が発行した「おむつ使用証明書」

▶ 温泉療養証明書

▶ 運動療法実施証明書

▶ ストマ用装具使用証明書

▶ 医師の診断書(その患者がB型肝炎にかかっており、医師による継続的治療を要する旨の記載のあるもの)

▶ 処方箋(医師が、白内障等一定の疾病と治療を必要とする症状を記載したもの)

▶ 在宅介護費用証明書

医療費控除に関する詳しいことは、パンフレット「医療費控除を受けられる方へ」や国税庁ホームページをご覧ください。

医療費通知などの書類を添付する場合は、こちらに貼ってください。

所得税、住民税



確定申告のための医療費控除について

Q1 いくらぐらい医療費を支払ったら控除になるの？

A1 本人や生計を一にする家族のために支払った医療費が10万円を超えた場合、対象になります。
 (所得が200万円未満の方なら、所得の5%を超える医療費を控除することができますので、10万円以下でも対象になります)
 【予防接種の費用や重大な疾病が発見されなかった人間ドックなどの健康診断の費用は医療費控除の対象となりません】
 保険金などで補てんされた金額がある場合は、医療費から差し引いてください。
 医療費控除額の計算式は下記のとおりとなります。

$$\left[\begin{array}{c} \text{支払った医療費} \\ \text{その年の1/1~12/31} \\ \text{の間に支払った分} \end{array} \right] - \begin{array}{c} \text{保険金などで} \\ \text{補てんされた金額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{10万円又は} \\ \text{所得の5\%} \\ \text{(どちらか少ない方)} \end{array} = \begin{array}{c} \text{医療費控除額} \\ \text{(最高200万円)} \end{array}$$

例) 支払った医療費50万円、受け取った生命保険20万円、所得200万円以上の場合の計算例
 50万円 - 20万円 - 10万円 = 20万円 (医療費控除額)

Q2 医療費控除により軽減される税額はいくらぐらいなの？

A2 医療費控除により軽減される税は、所得税と復興特別所得税と住民税になります。
 所得税については、医療費控除額×税率(5%~45%)、復興特別所得税については、軽減される所得税×2.1%、住民税については、医療費控除額×税率(10%)がそれぞれ軽減されます。
 所得税と復興特別所得税については確定申告後還付されますが、住民税は次年度の住民税を決定する際に医療費控除を含めて計算します。所得税の税率は収入や控除の額により異なります。なお、源泉徴収された所得税と復興特別所得税以上には還付されません。

例) 医療費控除額が20万円、所得税の税率5%の場合の計算例
 所得税: 20万円(医療費控除額) × 税率5% = 10,000円
 復興特別所得税: 10,000円(軽減される所得税) × 2.1% = 210円
 住民税: 20万円(医療費控除額) × 税率10% = 20,000円
 となり、合計30,210円が軽減されます。

Q3 医療費控除の申告をするときは何が必要なの？

A3 医療費に関する通知及び医療費の領収書の原本と医療費控除の明細書が必要になります。
 ※医療費控除以外の申告に必要な書類については、28ページ右下の「●申告に必要なもの」を参考にしてください
 医療費控除の明細書は、25ページの「年分 医療費控除の明細書」または税務署や壬生町公式ウェブサイトにあるものをご利用ください。また、医療費控除の明細書は前もって記入しお持ちください。

医療費控除の明細書の記入例

① 医療費通知に関する事項

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
△△△,△△△円	⑦ ◇◇◇,◇◇◇円	⑧ ***,** **円

※医療費通知(例:健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)を見て記入します
 ※医療費通知に記載された医療費の額は、実際に支払った金額と異なる場合がありますので、領収書をご確認ください

② 医療費(上記①以外)の明細

上記①に記入したものについては、記入しないでください。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分 (該当するものをチェックします)	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
壬生春子	壬生町〇〇病院	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input checked="" type="checkbox"/> その他の医療費	450,000円	250,000円
一郎	壬生町××病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	100,000円	0円
省 略				
2 の 合 計			⑨ ⑩ 〇〇〇,〇〇〇円	⑪ □□□,□□□円
医 療 費 の 合 計		A (⑦+⑨) 〇〇〇,〇〇〇円	B (⑧+⑩) ×××,×××円	

※領収書を個人別、病院別に分けて、上記のように計算してください
 ※保険金等で補てんされた金額例…出産育児一時金、高額療養費、損害保険、生命保険などで医療費の補てんを目的とする保険金や給付金など
 ◎「医療費控除の明細書」は前もってご記入ください。

◎問合せ

税務課町民税係

☎(81)1817

栃木税務署からののお知らせ

確定申告のお知らせ

◇確定申告には、ご自身のスマホ・パソコンから国税庁ウェブサイト「確定申告書等作成コーナー」を利用するe-Taxが便利です。

確定申告会場に出向かずにご自宅から確定申告ができますので、ぜひe-Taxをご利用ください。

また、マイナポータル連携を利用すると、確定申告書の該当項目が自動入力されるため、寄附金受領証明書や医療費通知情報などを1件ずつ入力する手間が不要です。さらに、給与所得の源泉徴収票なども自動入力の対象になります。この機会にぜひマイナポータル連携のご利用をお願いします。

《確定申告などに関するお問合せ》

国税庁ウェブサイト「確定申告特集」をご利用ください。

《e-Tax・作成コーナーの操作などに関するお問合せ》

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570(01)5901

【受付】月曜日～金曜日（祝日等および12月29日～1月3日は除きます）

◇所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。

会場 栃木商工会議所大ホール

（栃木市片柳町2丁目1番46号）

期間 2月16日（金）～3月15日（金）

土、日および祝日を除きます。

上記期間は、栃木税務署庁舎では、申告相談を行っていません。

時間 相談受付：午前8時30分～午後4時

（相談開始：午前9時）

○確定申告会場の入場には、次の方法により発行される入場整理券が必要です。

①国税庁LINE公式アカウントを通じた

オンラインでの事前発行

②各会場で当日配付（配付状況により、午後4時前であっても相談受付を終了する場合がありますので、オンラインでの入場整理券の事前発行をおすすめします）

国税庁LINE
公式アカウント



※確定申告会場では、スマホ申告を基本とした相談体制としています

※マイナンバーカードを利用して申告する場合は、併せてパスワード（①数字4桁および②英数字6～16桁）が分かるようにしてお越してください

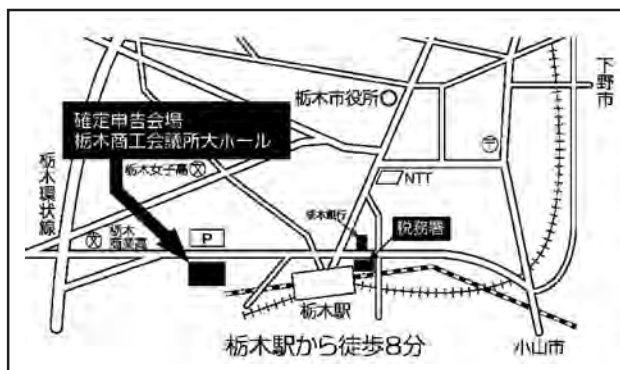
※必要書類が不足する場合には、確定申告ができません。事前に国税庁ウェブサイトなどで必要書類をご確認の上、お越してください

※2月15日以前は、栃木税務署庁舎内において、申告相談を行っています

※**本年より、確定申告会場においては、完成した申告書等（控）への収受日付印の押印は行いません（「申告書提出箱」のみ設置）**

申告書等（控）に収受日付印の押印が必要な方は、郵便切手を貼付した返信用封筒を同封のうえ、郵送で提出してください。【郵送先：〒328-8587、関東信越国税局業務センター栃木分室宛（住所の記載は不要）】

※栃木商工会議所への直接のお問合せはご遠慮ください



●申告に必要なもの （領収書や証明書などは令和5年中のもの）

1. 申告者本人確認書類（番号確認・身元確認）

①マイナンバーカード

②（マイナンバーカードをお持ちでない方）

番号確認・身元確認書類をそれぞれお持ちください。

○番号確認書類：マイナンバーの記載のある住民票など

○身元確認書類：運転免許証、健康保険の被保険者証など

2. （税務署から「確定申告のお知らせ」はがきが届いた方）

利用者識別番号が記載されているはがき

3. 申告者名義の預貯金口座番号がわかるもの（還付用）

4. 令和5年中の収入がわかるもの

給与収入がある方	源泉徴収票【原本】 勤務先から発行されるもの
年金収入がある方	源泉徴収票【原本】 日本年金機構などの年金支払者から発行されるもの
事業所得 （営業・農業） 不動産所得の方	記入済みの収支内訳書 （収入および必要経費がわかる帳簿や領収書など）
その他の収入がある方	収入金額および必要経費がわかる書類等

5. 控除を受けるための証明書類

社会保険料の領収書・証明書等

生命保険料や地震保険料等の控除証明書

医療費控除を受ける方は記入済みの「医療費控除の明細書」等

その他所得控除や税額控除を受けるのに必要な書類

マイナンバーカードを使って自宅からe-Taxで確定申告！

◇確定申告には、ご自身のスマホ・パソコンから国税庁ウェブサイト「確定申告書等作成コーナー」を利用するe-Taxが便利です。

確定申告期間中は、24時間いつでも、ご自宅からご利用ができるため、確定申告会場に出向かずに確定申告ができます。

さらに還付申告をe-Taxで申告した場合、書面での申告と比べて早く還付されます。

ぜひe-Taxをご利用ください。

《確定申告はこちら》



作成コーナー



◇マイナポータル連携でさらに便利！

マイナポータル連携により申告に必要な各種証明書等のデータを一括取得することで、確定申告書の該当項目が自動入力されるため、寄附金受領証明書や医療費通知情報などを1件ずつ入力する手間が不要です。

《マイナポータル連携についてはこちら》



もっと身近に もっと便利に スマホで申告！

国税庁ウェブサイト「確定申告書等作成コーナー」は、ぜひスマホからご利用ください。確定申告会場に出向かずに、ご自宅からスマホ申告をすることができます。

こんなあなたはスマホ申告専用画面で作成できます！

- 年末調整が済んでいて、医療費控除やふるさと納税などの寄附金控除の申告をする方
- 年末調整が済んでいない方
- 2か所以上の給与所得がある方
- 年金収入や副業等の雑所得がある方
- 株式等の譲渡をされた方（特定口座をお持ちの方）

青色申告決算書や収支内訳書の作成もできます！

事業所得や不動産所得がある方の青色申告書や収支内訳書もスマホ申告専用画面で作成できます。

収入金額と各種必要経費を入力すると、所得金額が自動計算されるため、計算誤りの心配もありません。

また、作成した青色申告決算書等データを翌年に引き継ぐことで、翌年以降の減価償却費の計算など一定の項目の入力が省略されます。

さらに、消費税の確定申告に青色申告決算書等データを利用することで、決算書等の情報が引き継がれ、一定の項目が自動入力されます。

ぜひ、スマホによる青色申告決算書や収支内訳書の作成をご検討ください。

《青色申告決算書・収支内訳書の作成はこちら》



作成コーナー



公的年金等受給者に係る確定申告不要制度について

公的年金等（その全部が源泉徴収の対象となる場合に限り）の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります

※所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除（例えば、純損失や雑損失の繰越控除など）の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要です

令和5年度 第36回 公民館まつり

入場無料

令和6年 2月18日(日) <会場> 城址公園ホール
(壬生中央公民館)
午前9時～午後4時

中ホール

参加団体

◆展示部門作品展
午前9時～午後4時

- ・あすなろ俳句会
- ・かたくりの会 (絵手紙)
- ・古布の会 (着物リフォーム)
- ・書道教室「ゆふがほの会」
- ・ステンドグラス教室
- ・なでしこ会 (着物リフォーム)
- ・ピースアクセサリ教室
- ・壬幸かな書道会
- ・壬生写真クラブ
- ・みぶスリーアップ川柳会
- ・壬生町女性会 (編物)
- ・壬生町文化協会短歌部
- ・壬生町文化協会美術部
- ・もめんの会
- ・遊窓会 (水彩画)



大ホール

参加団体

◆ステージ部門発表会
午前10時～午後4時

- ・エンジョイハーモニカ壬生
- ・オカリナ四季草風会
- ・合唱団Clef
- ・コール“響”
- ・すみれコーラス
デリーツァ ダンツァンテ
・Delizia Danzante
(ピアノ演奏)
- ・ベルフラワー (コーラス)
- ・美佐恵会 (日本舞踊)
- ・壬生オカリナクラブ
- ・壬生少年少女合唱団
- ・みぶ吹奏楽団
- ・壬生太極拳クラブ
- ・みぶフォークダンス
- ・リリーコーラス



※タイムスケジュールが確定次第、各公民館等にてチラシ配布してお知らせします



ロビー：玄関前

参加団体

◆販売・展示
午前9時～

- ・G.S わくわく
- ・社会福祉法人せせらぎ会
- ・社会福祉法人むつみの森
- ・壬生町消費者友の会



～販売部門は、なくなり次第終了となります～

<各団体名は五十音順>

【主催】 壬生町公民館まつり実行委員会

◎問合せ 城址公園ホール
(壬生中央公民館)
☎(82)0108

稲葉地区公民館
☎(82)7374

南犬飼地区公民館
☎(86)0031

パブリックコメントのお知らせ

壬生町環境基本条例(案)に対してのご意見をお聞かせください

○目的

本町の環境保全や創造に関する施策を推進し、町民の健康で文化的な生活の確保に貢献することを目的とした「壬生町環境基本条例」の制定を進めています。町民の皆さんからの意見を募集します。

○募集期間

～1月24日(水)

○意見の提出ができる方

町内に住所を有する方、町内に通勤または通学する方、町内に事務所または事業所を有する方、町税の納税義務者その他の計画について利害を有する方

○条例(案)の閲覧方法

以下の場所でご覧いただけます。

- ①生活環境課
- ②稲葉出張所
- ③南犬飼出張所
- ④壬生町公式ウェブサイト

※④以外につきましては、執務時間中の閲覧となります

○意見の提出方法

パブリック・コメント記入用紙(壬生町公式ウェブサイトおよび閲覧場所に設置)により、次のいずれかの方法で提出してください。いずれの場合も、宛先は「壬生町産業生活部生活環境課」宛でお願いします。

- ①郵送または持参(土日・祝日は除く)
〒321-0292 壬生町大字壬生甲3841-1
- ②FAX (28)6780
- ③電子メール seikatsu@town.mibu.tochigi.jp

※電話による受付はしません

○意見の取り扱い

提出された意見の概要と、検討結果については、壬生町公式ウェブサイトに公開します。併せて生活環境課で閲覧することができます。

意見をいただいた方の氏名等の公表、および意見に対する個別回答はしません。

意見の内容が類似する場合は、取りまとめて公表する場合があります。

◎問合せ 生活環境課環境保全係 ☎(81)1834

1月マイナンバーカード交付・申請日程



受付日	受付時間
月曜日	午前8時30分～午後7時
火曜日～金曜日	午前8時30分～午後5時15分

※平日時間外は本庁のみでの受付になります

★マイナンバーカードの受取は予約制です。交付通知書(はがき)が届いたら、はがきに記載の二次元コードまたは住民課に電話で予約をお願いします。

- 【受取時に必要なもの】
- ① 交付通知書(はがき)
 - ② 通知カード(見当たらない場合は紛失届)
 - ③ 本人確認書類 ㊸から1点または㊹から2点

A 顔写真付きの身分証明書
運転免許証、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降交付のもの)、身体障害者手帳、在留カードなど

B 「氏名と生年月日」または「氏名と住所」が記載され町長が適当と認めるもの、健康保険証、介護保険証、年金手帳、学生証、医療受給者証など

※原則ご本人のみ受取が可能です。代理での受取をご希望の場合は、住民課までお問合せください

顔認証マイナンバーカードの導入について

暗証番号の設定や管理に不安がある方の負担軽減のため、暗証番号の設定が不要(本人確認方法を顔認証または目視に限定)とした顔認証マイナンバーカード作成が可能になりました。マイナンバーカードをすでに持っている方でも顔認証マイナンバーカードの申請ができます。詳しくは住民課までお問合せください。

◎問合せ 住民課 ☎(81)1824

受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分

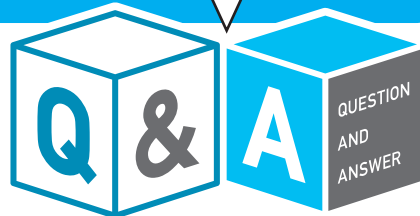
※土曜日、日曜日、国民の祝日・休日、年末年始(12月29日から1月3日)は除きます

町内の
各世帯に

「壬生町物価高騰対策応援券」 を配布します！

追加配布分

壬生町では、物価高騰の影響を受けている町民の皆さんに、経済的支援および消費の下支えを目的として、1世帯あたり4,000円相当分の壬生町共通商品券（壬生町物価高騰対策応援券）を配布します。今年度2回目の配布となりますが、ぜひ、この機会にご活用ください。



Q1 対象者は？

A1 令和5年12月1日現在で町の住民基本台帳に記載されている世帯の世帯主です。
※今回は子育て世帯(今年度を通して18歳以下のお子さんがある世帯)への支援としての追加分はありません

Q2 使用期限は？

A2 使用有効期間は**令和6年2月29日(木)まで**です。使用有効期限後の使用や払い戻しはできません。なお、商品券使用の際、釣銭は支払われません。

Q3 券は、いつ配布されるの？

A3 令和6年1月中旬から順次郵送します。対象者が多いため、郵送に時間がかかります。なお、盗難、紛失または毀損等の場合も再発行はしません。

Q4 どこで使えるの？

A4 壬生町内の商品券取扱い加盟店をご利用できます。店舗一覧については、本券送付の際に同封するチラシや壬生町公式サイトに記載しています。しかしながら、使用できない商品（ギフト券、商品券やタバコ）やサービスもあります。



その他、本券に関してご不明な点等がありましたら、下記までご連絡ください。



壬生町コミュニティバス“みぶーぶ”町内循環 線の運賃を期間限定で**無料**にします！

壬生町では、ガソリン代など物価高騰の影響を受けている町民の皆さんの生活を支援するとともに、公共交通に慣れ親んでもらうことを目的として、1月4日(木)から3月3日(日)の期間、壬生町コミュニティバス“みぶーぶ”町内循環線の運賃を町が補助し無料とします。この機会にコミュニティバスみぶーぶをご利用ください。

※壬生駅～壬生高等学校を結ぶ壬生高線は対象外となります

税務課からのお知らせ

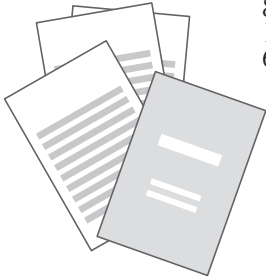
**国民健康保険税・介護保険料
・後期高齢者医療保険料の納
付額を証明する書類について**

確定申告をする場合、社会保険料控除の控除額を証明する書類として、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の領収書等が必要となります。口座振替で納付している方は、1月下旬までに税務課から送付する口座振替済通知書をお使いください。

また、年金から国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料を天引きしている方は、日本年金機構から送付される年金の源泉徴収票をお使いください。

領収書等を紛失された場合は、納付額確認書を発行することができます。運転免許証等の本人確認ができる書類をお持ちのうえ、税務課収税係までお越しください。

◎問合せ 税務課収税係
(81) 1816



こども未来課からのお知らせ

**とちぎ結婚支援センター
入会登録料
無料・半額
キャンペーン**



とちぎ結婚支援センターの入会登録料通常2年間10,000円のところ、20歳から35歳までの女性が無料、20歳から29歳までの男性が半額となります。

◎実施期間 3月31日(日)

◎対象者 20歳から35歳までの女性および20歳から29歳までの男性。栃木県内在住または栃木県への移住に関心のある方。

※来所の場合は登録日当日、オンラインの場合は全ての書類をアップロードした日の年齢が基準となります。

◎定員 女性300名、男性200名に達し次第、終了となります。

◎入会登録方法 とちぎ結婚支援センター(県内4か所)に來所して、または公式サイトからオンラインで手続を行っていただけます。詳細はとちぎ結婚支援センターへお問合せください。
◎問合せ とちぎ結婚支援センター ☎028(688)0880

健康福祉課からのお知らせ

主任児童委員「フレンド」による子どもたちの居場所づくり

各小学校区を対象に、ボランティアの方々の力を借りて、楽しいイベントを行っています。さあ！ゲームクリア！

◎日時 1月28日(日)午前10時～11時30分

◎場所 むつみの郷(壬生丁3・16)

◎参加費 無料

◎問合せ 岡本 ☎090(3348)0983

令和6年度の健診お申込みについて

来月発行の本誌2月号と一緒に、来年度の健診のご案内冊子を配布予定です。冊子には、申込み開始日や申込み方法、健診内容などが記載されています。ぜひご確認ください。

みぶまち健康の貯金箱(壬生町健康マイレージ事業)の申請は1月31日まで！

健康診断を受診し、健康づくり事業や介護予防事業等に参加することでポイントが得られます。ポイントを貯めると素敵な景品と交換できます。

※景品申請は町内在住・在勤・在学の19歳以上の方が対象となります(当該年度1回)

※景品の申請期限は令和6年1月31日までです。それ以降の受付はできません

《共通事項》

◎問合せ 健康福祉課健康増進係 ☎(81)1885

おむつ代の医療費控除のための確認書を交付します

おむつ代は医師の発行する「おむつ使用証明書」により所得税や町・県民税の医療費控除の対象となります。ただし、次の①および②に該当する方は、町が発行する「主治医意見書確認書」を証明書の代わりとして控除を受けることができます。

- ①おむつ代について、医療費控除を受けるのが2年目以降
- ②おむつを使用した方が介護保険要介護認定者等で、町が医師の証明に代わる内容を確認できる場合(介護保険認定審査資料主治医意見書にて「ねたきり」かつ「尿失禁有」を確認)

確認書が必要な方は、健康福祉課介護保険係で手続をしてください。

※おむつ代の医療費控除を受けるのが初めての方は、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要になります。税務課で白紙の「おむつ使用証明書」を受け取り、主治医の先生にご相談ください

要介護認定者の方へ障害者控除対象者認定書を交付します

障害者手帳の交付を受けていない65歳以上の要介護認定者で、障害者に準ずると認められる方に、障害者控除対象者認定書を交付します。この認定書により、所得税や町・県民税の障害者控除を受けることができます。対象となる要件は左表のとおりです。

◎障害者控除対象者認定基準(令和5年12月31日※現在の状態)
※令和5年中に対象者が死亡している場合は死亡日

控除区分	判定基準
障害者控除	要介護認定が要介護1以上であり、次の1、2のいずれかに該当する方 1 介護認定調査票の「障害高齢者の日常生活自立度」がAランク該当 2 介護認定調査票の「認知症高齢者等の日常生活自立度」がII aまたはII bランク該当
特別障害者控除	要介護認定が要介護1以上であり、次の1、2のいずれかに該当する方 1 介護認定調査票の「障害高齢者の日常生活自立度」がBまたはCランク該当 2 介護認定調査票の「認知症高齢者等の日常生活自立度」がIII aからMランクまでのいずれかに該当

○申請の手続

本人または家族からの申請が必要ですが、町健康福祉課介護保険係の窓口で申請してください。また、郵送でも受け付けます。

(申請書は壬生町公式ウェブサイトにからもダウンロード可)

認定書または非該当通知書を後日発送します。

※精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・身体障害者手帳の交付を受けている方は申請の必要はありません

《共通事項》

◎問合せ 健康福祉課介護保険係 ☎(81)1876・1877

家庭介護者教室のおしらせ

笑いヨガ〜みんなで笑って元気になろう！

○講師 蔵のまち笑いヨガ代表 笑いヨガティーチャー 高岩初枝氏

○対象 町内在住、または町内の事業所に勤務し、高齢者を介護している家族の方や、興味関心がある方

定員20名程度(要予約)

○場所 生涯学習館1階講堂

○日時 2月27日(火)午前10時〜11時30分

○申込期限 2月22日(木)

◎問合せ 壬生南地区地域包括支援センター ☎(82)2119

第6回介護者サロンの開催について

家族を介護する方が、悩みや不安を、安心して話をしたり、情報交換をする場として、介護者サロンを開催しています。

介護者の方同士で自分の体験について話し合い、励ましあい、親睦を深めることで、より良い介護をめざしていきませんか？

○日時 2月9日(金)午前10時〜11時45分

○場所 しのめ公園内ふれあい交流館

○活動内容 介護者サロンでは参加者の話を聞いたり、自分の体験を話したりしています。(自分から話をするのが苦手な方でも、話を聞く、情報をもらうことを目的に参加できます)

また、町職員、地域包括支援センター職員も出席していますので、介護サービスについての悩みなどがありましたらお話しください。

※介護者サロンで話された内容を他に話すことはありません

◎参加費 無料

○申込方法 2月7日(水)までに電話申込

◎申込・問合せ

健康福祉課介護保険係 ☎

(81)1876・1877

壬生北地区地域包括支援センター ☎(86)3579

壬生南地区地域包括支援センター ☎(82)2119

町社会福祉協議会 ☎(82)7899

オレンジカフェ「なごみ」の開催について

認知症の方やその家族、地域のみなさんが楽しめる場所です。当日は、ボランティアの方に由る歌や踊り、民話等のレクリエーションも予定しています。(内容はその日によって異なります)お茶を飲みながら、なごみましょう。

○日時 1月26日(金)午前10時〜11時30分

○場所 町ふれあい交流館(しのめ公園内)

オレンジカフェ「福来(ふっく)」の開催について

認知症の方やその家族、地域住民の方々、専門職等の誰もが参加できる集いの場です。どなたでもお気軽にお越しください。

当日は、ボランティアの方に由る歌や踊り、民話等のレクリエーションも予定しています。(内容はその日によって異なります)お茶やコーヒーを飲みながら、ほっとひと息しませんか？

○日時 1月21日(日)午前10時〜11時頃

○場所 デイサービスセンター

しもつけ荘 ホール

《共通事項》

◎参加費 100円

◎問合せ

健康福祉課介護保険係 ☎

(81)1876・1877

壬生北地区地域包括支援センター ☎(86)3579

壬生南地区地域包括支援センター ☎(82)2119

「傾聴の部屋」のご案内

町傾聴ボランティアグループ「きかせて」が、「傾聴の部屋」を開設しました。お話を聴いて貰いたい方、お話を聴いてくれる方がいない方、話したいことがたくさんある方、なんでも丁寧にお聴きしますので、どうぞお越しください。

○日時

①1月19日(金)午前10時〜11時

②2月5日(月)午前10時〜11時

○場所

①十二支館(元玉田商店)至宝

1・3・34) ……毎月第3金曜日

②安塚地区コミュニティセンター

(安塚1180・2) ……原則毎月第1月曜日

※個別対面で、会員がお話を聴きます。会員は全員、傾聴スキルを習得しています

※予約などは必要ありません

※お話をしてくださる際にご希望等がありましたら、事前に問

合せ先までご連絡ください

※聴かせていただいた内容を他に漏らすことはありませんので、ご安心ください

※マスクの着用と、検温をお願いしています

◎参加費 無料

◎問合せ

町傾聴ボランティアグループ

「きかせて」会長 佐藤 ☎

(82)3902

町社会福祉協議会 ☎(82)7899

壬生町シルバー人材センターからのおしらせ

壬生町シルバー人材センター 会員募集中(入会説明会)

年齢を重ねても、まだまだ元気で働きたい意欲のある60歳以上の皆さん、一緒に働きませんか？新規会員への入会説明会を開催しますので、関心をお持ちの方、やってみたいと思われる方は、ぜひお越しください。

なお、次の日程では都合がつかない方はご相談ください。

○入会資格

・町内在住で、原則60歳以上の方

・健康で働く意欲のある方(特別な資格などは必要ありません)

・シルバー事業の趣旨を理解し、賛同される方

○日時 2月1日(木)午後1時30分(30分程度)

○場所 シルバーワークプラザ

研修室(役場庁舎西)

○説明会内容 入会資格説明、シルバー事業の趣旨・概要説明、入会申込書の記入方法、質疑

◎問合せ (公社)壬生町シルバ

1人材センター ☎(82)468

2 FAX(82)4687

生活環境課からのお知らせ

犬の飼い主の皆さんへ

愛犬は家族の一員です。社会のルールを守って大切に飼育しましょう。

①犬を家族に迎えたら、**まず町に登録をしましょう**

新たに犬を飼う場合(購入、贈与等)、飼い主は犬を飼い始めてから30日以内に町に登録をしなければなりません。

②**狂犬病予防注射を受けましょ**

狂犬病の予防注射は、日本国内で犬を飼育する場合、年1回必ず受けなければなりません。(狂犬病予防法第5条)

③**犬はつないで飼いましょう**
飼い犬はつなぐか、清潔なおりに入れて飼いましょう。

④**犬のふんは持ち帰りましょう**
犬のふんの持ち帰りは、飼い主が守るべき最低限のルール・マナーです。ふんは必ず持ち帰

り、適正に処分しましょう。
⑤**犬の尿も適切に処理しまし**

散歩の前には必ず犬の排泄を済ませましょう。尿をしてしまった場合は、水で流したり、させる場所を考えて散歩させましょう。

◎動物に関するご相談

栃木県動物愛護指導センター
☎028(684)5458

あき地の管理を徹底しましょう

管理されていないあき地では、雑草が繁茂し、病害虫の発生源となるばかりか、ごみの不法投棄をされることも多くなります。

また、町内のあき地は「壬生町あき地の環境保全に関する条例」において、適正に管理することが義務づけられています。

あき地は所有者もしくは管理者の責任で管理の徹底をお願いします。

野外焼却(野焼き)は禁止です

家庭から出るごみや事業所から出るごみは、その種類にかかわらず、野外での焼却は禁止されています。

ごみを燃やすとダイオキシンなどの有害物質が発生し、大気汚染の一因となります。また、異臭や煙でご近所に迷惑をかけることになり、火災の原因とな

ることも少なくありません。

ごみを処分する場合は、一般家庭については、決められた日の朝にごみステーションへ出してください。また、事業所については、許可業者に処理を委託してください。

どんど焼きなどの風俗習慣または宗教上の行事や、農業を営むうえでやむを得ない軽微な焼却(※)などを除き、野外焼却は認められていませんので、絶対に行わないでください。

※農業用塩化ビニール・ポリエチレン類の焼却は認められていません

《共通事項》

◎問合せ 生活環境課環境係 ☎(81)1834

多重債務相談窓口

借金でお悩みの方へ
ローンやクレジット、家族の借金など、ひとりで悩まず相談してください。

専門の相談員が丁寧にお話を伺います。

※必要に応じ、弁護士を紹介することも可能です
電話または面談(無料)

◎問合せ 財務省関東財務局宇都宮財務事務所 相談専用電話 ☎028(633)6294

(平日 午前8時30分〜午後5時)

商工観光課からのお知らせ

〔事業者・農業者向け〕外国人材受入れセミナーのご案内

○日時 2月27日(火)午後2時〜3時(受付午後1時30分)

○場所 城址公園ホール(壬生中央公民館)2階研究室

○内容

- ・国内および県内における外国人受入れの状況
- ・外国人材の受入れに必要な手続きについて
- ・外国人従業員の生活サポートについて

◎対象者 町内事業者、農業者等

○申込期限 2月16日(金)

申込用紙に住所・名前・電話番号・業種を明記のうえFAX(82)1107または申込フォームからお申込みください。



◎問合せ 商工観光課商工振興係 ☎(81)1845

都市計画課からのお知らせ

都市計画の構想について説明会を実施します

都市計画の構想について、皆さんの意見を伺うために、説明会を実施します。

○都市計画の構想用途地域の変更(町決定)

◎対象とする土地の区域

おもちゃのまち一丁目地区の一部

都市計画の構想の説明会

○日時 1月24日(水)午後6時30分

○場所 南犬飼地区公民館講堂

◎問合せ 都市計画課都市計画係 ☎(81)1853

建設課からのお知らせ

道路の穴や損傷等の情報提供のお願い



町では、道路を良好な状態に保つように維持管理し、交通に支障を及ぼさないように努めています。道路の穴や損傷等の異常にお気づきの際は、建設課まで情報提供をお願いします。

○提供を願う情報
・道路上に大きな穴、段差や損傷等がある。
・道路側溝のふたが破損している。

・その他、道路上で危険と思われる箇所がある。

○連絡するときの必要事項
・発見の場所(住所や、付近で目印となる建物等)
・穴等の程度(だいたいの大きさなど)

道路公園通報フォームから通報できます。または、壬生町公

式ウェブサイトで検索。
道路通報 で検索。

◎問合せ 建設課管理係 ☎ (81) 1850

町営住宅入居者募集(5部屋)

住宅	棟	階数	家賃(円)	間取り	備考
ひばりヶ丘団地 (壬生丁281) 国谷駅まで徒歩約7分	2号棟	4階	12,800~ 19,100円	3K (49.9m)	駐車場は1世帯に1台です。 給湯器・浴槽・風呂釜・エアコン・ガス台はありません。
下台団地 (駅東町4-24) 壬生駅まで徒歩約5分	1号棟	3階	15,400~ 23,000円	3K (54.9m)	家賃はあくまで予定です。 家賃算定の結果この範囲外になる可能性もあります。
	2号棟	1階	15,800~ 23,600円	3K (54.9m)	家賃のほか共益費がかかります。
	4号棟	2階 3階	18,100~ 27,000円	3K (62.0m)	家賃の金額は、最新の所得によって決まります。

○入居申込資格

①現在同居している、または同居しようとする親族がある方
 (3か月以内に結婚、同居する婚約者を含む)

町営住宅に単身で入居を希望する場合の方でも、一定の条件を満たせば申込できます。詳しくはお問合せください。

②住宅に困窮していることが明らかかな方(申込者または同居する

定の方が住宅を所有している場合は原則として申し込むことはできません)

③市町村税を滞納していない方
 ④暴力団員でない方(同居者も含みます)

⑤所定の計算方法により算出した世帯全員の所得額が次の金額以下である方

◇世帯全員の月あたり所得
 ・一般世帯 158,000円以下
 ・裁量階層世帯(※参照) 214,000円以下

※障がい者のいる世帯、未就学児のいる世帯など

○申込方法 1月9日(火)以降に建設課住宅係で入居申込書を配布します(土日を除く)

入居を希望される方は、入居申込書に必要書類を添えて左記の受付期間中に建設課住宅係まで提出してください。

○受付期間 1月9日(火)~19日(金)午前8時30分から午後5時まで(土日祝を除く)

申込者多数の場合は抽選になります。抽選会は1月22日(月)午前10時から予定しています。

・入居資格など詳しい内容については配布する入居申込案内をご覧ください。

・入居日は2月1日(木)以降になります(事務手続の都合により前後する可能性があります)。

・入居の際には、家賃2か月分

の保証金と連帯保証人が必要となります。連帯保証人は壬生町に居住している方、または県内に居住している親族の方で1名です。

◎問合せ 建設課住宅係 ☎ (81) 1849

学校教育課からお知らせ

令和6年度壬生町奨学生募集

町では、経済的に困窮している世帯で高等学校に進学を予定している方に奨学金を給付します。

○対象
 ・壬生町に居住し、令和5年度壬生町立中学校の卒業予定者で高等学校に進学を予定している方

・学習への取組および行動状況共に良好な方

・経済的な理由により修学困難な方と選考委員会が認める場合

○給付年額 県立高校50,000円、私立高校100,000円

○応募期間 1月15日(月)~2月16日(金)

○願書配布先および応募方法
 町内中学校にある奨学金支給申請書等に必要事項を明記し、必要書類を用意のうえ、中学校に提出してください。

◎問合せ 学校教育課 ☎ (81) 1870

とちぎわんぱく公園イベント情報

No.	タイトル名	日にち/期間	時 間	場 所	対 象	定 員	参加費	申込期間/方法
1	新春・國學院大學栃木高等学校 書道展	1/2(火)~31(水)	午前9時30分~午後4時30分	こどもの城 2階	どなたでも	—	観覧無料	期間中会場へ※火曜休館、但し2日臨時開館⇄10日振替休館
2	木の実の標本をつくってみよう	1/21(日)	午前10時30分~11時30分	ばなばな工房	どなたでも	8組	500円	12/21(木)午前9時~電話か来所にて
3	大人の陶芸教室「手びねり&釉掛け」	1/24(水)&2/28(水)	午前9時30分~11時30分	ばなばな工房	両日参加可能な大人の方	12名	2,000円(初回のみ徴収)	12/24(日)午前9時~電話か来所にて
4	ひな壇飾りの展示	2/3(土)~3/3(日)	午前9時30分~午後4時30分(3月は午後5時まで)	こどもの城 ステージ	どなたでも	—	観覧無料	期間中会場へ※火曜休館
5	バレンタイン♥サイコロチャレンジ	2/10(土)~12(月・祝)	午前9時30分~午後3時30分	ふしぎの船	小学生以上の入館者	—	参加無料※入館料は掛かります	期間中会場へ
6	バレンタインクラフト【ふわもこマカロン】	2/11(日)	午前10時~11時30分	ばなばな工房	小学生以上の親子	8組	500円	1/11(木)午前9時~電話か来所にて

施設休館…火曜日・年末年始12/29(金)~1/1(月) ※1/2(火)臨時開館→1/10(水)臨時休館
 お知らせ…ばなばなのまちのお土産屋さん・駄菓子屋さんとは~3月中旬頃まで、平日は午後2時30分までの営業となります。

◎場所・問合せ とちぎわんぱく公園 ☎(86)5855

— 掲載内容は変更の場合がありますので、各問合せ先へご確認ください —

子育て支援センター ひよこからのお知らせ

『ようこそひよこへ』参加者募集

出産おめでとございます!赤ちゃんの初めてのおでかけに子育て支援センターひよこに来てみませんか?保健師による講話と赤ちゃんとの触れ合い遊び、体操などみんなで楽しく遊びましょう!赤ちゃんの気になる体重測定やちょっとした不安や悩みの相談もできます。育児の情報交換や子育ての仲間づくりに【ひよこデビュー】してみませんか?

- 日 時 2月13日(火)午前10時~11時15分
- 場 所 保健福祉センター2階
- 内 容 保健師による健康講話・赤ちゃんとママの体操・親子触れ合い遊び・情報交換等
- 対 象 初めてひよこを利用する生後2か月~5か月くらいの赤ちゃんと保護者
- 定 員 親子8組程度
- 申 込 1月9日(火)~電話で申込み
定員になり次第締め切り
- 持ち物 バスタオル・タオル・お気に入りのおもちゃ
水分補給用飲み物(ミルク等)
- ◎問合せ こども未来課子育て支援センターひよこ
☎(82)3309(午前9時~午後4時30分)

子育て支援センター つばめからのお知らせ

とちぎっ子食育出前講座 「牛乳をもっと知ろう!」講習会参加者募集

牛乳についての簡単な講話や簡単なレシピの紹介、牛乳を使ってのバター作り体験を行います。牛乳大好きな方、そうでない方もためになる体験ができると思います。一緒に楽しみましょう!

- 日 時 2月14日(水)午前10時30分~11時30分
- 講 師 栃木県牛乳普及協会
- 対 象 未就学児親子(町外の方も参加可)
※牛乳アレルギーの方は参加をお控えください
- 定 員 親子15組
- 持ち物 水分補給用飲み物

「美整体」講習会参加者募集

ボールなど色々な用具を使いながら動き、身体の骨格バランス、呼吸を整え、深くリラックスできる講座です。子育てを頑張る保護者の皆さん、一緒にリフレッシュしましょう。

- 日 時 2月28日(水)・3月6日(水)午前10時~11時
※午前9時50分までにお越しください
- 講 師 骨格トレーナー 戸崎優奈氏とさきゆうな
- 対 象 町内在住未就学児親子
- 定 員 各日ともに親子8組
- 持ち物 汗拭き用タオル・水分補給用飲み物
※動きやすい服装でお願いします

《共通事項》

- 場 所 子育て支援センターつばめ
- 参加費 無料
- 申 込 1月9日(火)~電話または来所で申込み
定員になり次第締切
- ◎問合せ こども未来課子育て支援センターつばめ
☎(86)0132・(25)7773
(午前9時~午後4時30分)

児童館からのお知らせ

はじめての児童館

児童館をはじめて利用する親子を応援します。

- 日 時 1月24日(水)午前10時~11時
- 内 容 利用案内・読み聞かせ・クラフトタイム・自由遊び
- 対 象 はじめて児童館を利用する親子

マミータイム【クラフトバンドコースター】

小物づくりをきっかけに子育て・ママ友づくりを応援します。

- 日 時 1月19日(金)
午前9時30分~10時30分 4組
午前10時30分~11時30分 4組
- 内 容 クラフトタイム・読み聞かせ・自由遊び
- 対 象 未就園児親子 8組
- 申 込 前日までに電話で申込み



未就園児親子教室【ミッキータイム】

- 日 時 1月17日(水)午前10時~11時 6組
- 内 容 体操・製作・季節の遊び・読み聞かせ
- 対 象 1歳3か月以上の未就園児と保護者
(なかよしルーム会員以外の方)
- 申 込 前日までに電話で申込み

児童館『節分会』参加者募集

- 日 時 1月27日(土)
午前9時30分~10時30分 小学生 20名
午前11時~正午 未就学児(1歳児以上) 20名
- 内 容 節分のお話、ゲーム、お宝まきなど
- 対 象 町内在住
※未就学児は保護者同伴ですが、各世帯1名でお願いします
- 申 込 1月5日(金)~24日(水)
※申込期間中に参加費(100円)を添えて直接児童館までお越しください。定員になり次第締め切ります

《共通事項》

- 場 所 町児童館
- ◎問合せ こども未来課児童館 ☎(82)7388
(月曜日~土曜日 午前8時30分~午後5時)



図書館からのお知らせ

○移動図書館 (BM) 1月の日程

11日(木)	羽生田小学校	午後1時～2時
12日(金)	壬生東小学校	午後1時～3時
16日(火)	壬生北小学校	午後1時～2時
17日(水)	安塚小学校	午後1時～3時
18日(木)	藤井小学校	午後1時～2時
19日(金)	稲葉小学校	午後1時～2時
25日(木)	睦小学校	午後1時～3時
26日(金)	おもちゃのまち (おもちゃ団地協同 組合北側駐車場)	午後2時～4時

○移動図書館 (BM) 2月の日程

7日(水)	安塚小学校	午後1時～3時
8日(木)	羽生田小学校	午後1時～2時
9日(金)	藤井小学校	午後1時～2時
13日(火)	壬生北小学校	午後1時～2時
15日(木)	睦小学校	午後1時～3時
16日(金)	壬生東小学校	午後1時～3時
22日(木)	稲葉小学校	午後1時～2時
23日 (金・祝)	おもちゃのまち (おもちゃ団地協同 組合北側駐車場)	午後2時～4時

赤ちゃんと一緒に♡ママの折り紙教室

赤ちゃん連れのママのための折り紙教室です。図書館読書ボランティア「おはなしアライグマ」のメンバーが赤ちゃんと遊んでいる間に「福箱とオニ箱」を作りましょう。

○日 時 1月18日(木)午前10時45分～11時15分

※「0・1・2才向け 親子おはなし会」の後です

○場 所 町立図書館 2階会議室

○定 員 親子5組 (先着順)

(「0・1・2才向け 親子おはなし会」は、どなたでも参加できます。申し込みの必要はありません)

○申 込 1月5日(金)午前9時より申込み開始

◎申込先・問合せ 図書館読書ボランティア「おはなしアライグマ」みどりかわかずこ 緑川和子 ☎090(6154)0118

おはなし会1・2月の日程

図書館では、スタッフ・ボランティアによる子ども向けの読み聞かせを開催しています。

おはなしひろば

1月6日(土)・13日(土)・27日(土)

2月3日(土)・10日(土)・17日(土)・24日(土)

午前10時～10時30分

※1月20日(土)は「冬のおはなし会」を午前10時から開催します

親子おはなし会

(0・1・2才向け)

1月18日(木)・2月15日(木)

午前10時～10時30分

冬のおはなし会「冬をあそぼう！」

—さむい冬の楽しいおはなし—

○日 時 1月20日(土)午前10時～10時30分

○内 容 大型絵本『バムとケロのさむいあさ』、
絵本『ふゆはふわふわ』『そりあそび』他
読み手 図書館読書ボランティア「おはなしアライグマ」

○申 込 不要(当日直接図書館にご来館ください)

※来てくれた方には、おはなし会の参加シールを2倍プレゼント

《共通事項》

○場 所 町立図書館2階 児童室

◎問合せ 町立図書館 ☎(82)8543



図書館キャラクター：ミブラ

うちの子「結婚」しないのかしら？

独身のお子様の結婚相談承ります



お子様の結婚に関するお悩み、
プロの仲人がお答えします。

まずはお気軽に仲人にご相談下さい

☎028-611-3545

結婚相談所ムスベル

電話番号が変わりました!

タクシーのご用命は、

☎0120-678-604

野口タクシー



各 種 相 談

心配ごと特別相談（弁護士無料相談）

日 時	1月11日(木) 午前10時～正午	2月8日(木) 午前10時～正午
場 所	壬生町保健福祉センター2階 録音室	
相談員	弁護士	
申込方法	電話予約受付（先着順）	
申込日	1月9日(火) 午前8時30分～	2月5日(月) 午前8時30分～
対 象	町内在住者 各回5名 同一の内容の相談は一回限り	
その他	国が設立した法律相談機関『法テラス栃木』 もご利用ください。 ☎0570(078)374	
申込み・問合せ	町社会福祉協議会 ☎(82)7899	

人権・行政相談

日 時	1月18日(木) 午後1時30分～4時
場 所	役場103会議室
相談内容	<p>「人権相談」 ひとりで悩んでいませんか？ 毎日の生活の中で、差別、いじめ、職場での嫌がらせ、虐待、DVなどで思い悩むことがある場合、人権擁護委員に人権相談をすることができます。</p> <p>「行政相談」 医療保険、年金、道路等、行政についての苦情、要望等。相談員は本町の下記行政相談委員。</p> <p>相田喜久夫氏 ☎(82)0603 あいだきくお くめかわもといち 桑川 元一氏 ☎(86)3869</p>
その他	相談無料・秘密厳守 お気軽にご相談ください。 予約は必要ありませんが、事前予約を推奨します。
申込み・問合せ	生活環境課くらし安心係 ☎(81)1826

人権単独相談

日 時	2月6日(火) 午前9時30分～正午
場 所	役場102会議室
相談員	人権擁護委員
相談内容	<p>法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員による「単独人権相談所」を開設。 相談内容は秘密が守られ、相談料は無料。 皆さんの毎日の生活の中で、「これは人権問題ではないだろうか?」と感じたり、「どこに相談すればいいのだろうか?」と思悩むことがあれば、ご相談ください。</p>
その他	事前予約可
申込み・問合せ	生活環境課くらし安心係 ☎(81)1826

司法書士相談

日 時	1月17日(水) 午後2時～4時 1回の相談時間は30分です
場 所	役場103会議室
相談員	司法書士
対 象	町内在住者
申込方法	電話予約受付（先着順） 1月4日(木) 午前8時30分～
相談内容	相続全般ほか「相続登記義務化」、おひとり様や認知症に備えた生前対策、ほか法律相談
申込み・問合せ	生活環境課くらし安心係 ☎(81)1826

行政書士相談

日 時	1月24日(水) 午後2時～4時 1回の相談時間は30分です
場 所	役場103会議室
相談員	行政書士
対 象	町内在住者
申込方法	電話予約受付（先着順） 1月4日(木) 午前8時30分～
相談内容	相続、遺言、農地転用、開発行為等の手続
申込み・問合せ	生活環境課くらし安心係 ☎(81)1826

消費生活相談

日 時	月～金曜日 (土・日曜日、祝日および年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～4時
場 所	町消費生活センター（役場庁舎内）
相談員	消費生活相談員
対 象	町内在住者
申込み・問合せ	町消費生活センター ☎(82)1106

消費生活センターからのお知らせ

ネット通販の

トラブルに注意!

大手メーカー公式サイトでの商品を購入。ところがいつまでたっても商品が届かない。不安になって調べると、自分が注文したサイトは公式によく似せてつくった偽サイトだとわかった。
同様にSNSの動画広告から定価より安く販売している商品を見つけて購入し、商品が届かないというトラブルが増えています。

トラブルにあわないためのポイント

○有名企業の公式サイトそっくりにつくられた偽サイトがあります。誤記やリンク不備が多い、クレジットカード決済がスムーズにできない、などの場合は偽サイトを疑いましょう。
○左記のような通販サイトは危険です！
・定価や一般の流通価格より大幅に安い
・販売業者の住所、電話番号の記載がない
・日本語の字体や文章表現に不自然な箇所がある
・支払い方法が「銀行振り込みの前払い」しか選べない
○不安に思った場合やトラブルになった場合は消費生活センター等に相談しましょう。

◎ 問合せ 町消費生活センター

☎(82)1106

※受診する際は、事前に電話確認をしてお出かけください。



夜間・休日の診療機関



◆壬生町在宅当番医 午前9時～午後5時

日付	病院名	診療科目	住所	電話番号
1月1日(月)	にしやま内科クリニック	内科	安塚765-15	☎(86) 6000
1月2日(火)	高橋とおるクリニック	内科・外科	寿町5-3	☎(25) 5881
1月3日(水)	はしもとクリニック	内科	駅東町5-6	☎(21) 7300
1月7日(日)	佐藤 医 院	内科・小児科	安塚1944-1	☎(86) 0123
1月8日(月)	島 田 医 院	内科	安塚2008-1	☎(86) 0011
1月14日(日)	小 倉 医 院	内科・小児科	通町10-5	☎(82) 0057
1月21日(日)	おもちゃのまち内科クリニック	内科	幸町2-11-2	☎(86) 1517
1月28日(日)	陣 内 医 院	内科・小児科	本丸1-7-10	☎(82) 0242
2月4日(日)	大橋内科クリニック	内科・小児科	福和田1003-1	☎(82) 8522

◆栃木地区急患センター 栃木市境町27-15 ☎(22)8699

診療日時	平日(月～土曜日)	午後7時～10時 内科(小児を含む)のみ
	休日(日曜日)	内 科 午前9時～午後9時 外 科 午前9時～午後5時 小児科 午後6時～9時
	休日(祝日・年末年始)	内科(小児を含む)、外科 午前9時～午後9時

※発熱やせき・息切れ、強いだるさ(倦怠感)などの症状があり、新型コロナウイルスの感染が疑われる方は、直接受診する前に、医療機関に電話相談し、指示を受けてください

※新型コロナウイルスの感染が疑われ、医療機関の受診が困難な場合には、栃木県新型コロナ総合相談コールセンターに連絡してください(24時間対応)

◆栃木県新型コロナ総合相談コールセンター ☎0570(550)096

なお、新型コロナウイルス等の影響により、緊急的に医療機関の診療時間が変更、休診になる場合があります。

◆とちぎ救急医療電話相談

急な病気やけがについて、経験豊富な看護師が相談に応じます。

【子ども】月曜日～土曜日 午後6時～翌朝8時
日曜日・祝日 24時間
☎028(600)0099 プッシュ回線#8000

【大人】毎日 午後6時～10時
☎028(623)3344 プッシュ回線#7111

自殺予防 いのちの電話

日 時 毎日 午後4時～9時
毎月10日 午前8時～翌日11日
午前8時の24時間

相談内容 自殺予防相談

相談番号 ☎0120(783)556 通話料 無料

精神科 救急医療相談電話

日 時 平日 午後5時～翌朝8時30分
土日・祝日・年末年始(12/29～1/3)
24時間

相談内容 緊急に必要な精神医療相談

相談番号 ☎0570(666)990

こころの相談@とちぎ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、心に不安がある方や悩み、ストレスがある方に対してLINEを使用した相談を行っています。

相談時間 午後1時～11時まで(土日祝日含む)

相談方法 本相談は「LINEアプリ」を使用します。
2次元コードを読み取るか、URLを入力して、登録してください。
URLはこちら→<https://lin.ee/mEQ70Cr>



壬生町防災行政無線システムについて

放送内容の確認(電話応答装置)

「放送されていることに途中で気付いた」
「風が強くて放送内容がよく聞こえなかった」という場合は、次の番号に電話すると放送内容を聞くことができます。

☎0282(82)9000

防災メールの配信

役場にて放送した拡声子局からの案内と同じ内容を、携帯電話やパソコンなどにメールで配信します。

事前登録が必要ですので、次により登録ください。登録方法は、携帯電話・パソコンなどから右記2次元コードや下記URLへアクセスしてください。

・URL <http://www.bousai-mibu.jp/mail/pub/>

・2次元コード



壬生町防災行政無線に関するお問合せは

総務課消防防災係 ☎(81)1808

— 掲載内容は変更の場合がありますので、各問合せ先へご確認ください —

1月16日～2月15日

イベントの開催状況については、町の公式ウェブサイトを確認するか、各担当課にお問合せください。

1月

日	曜	こども（行事名）	おとな（行事名）
16	火	10か月児健診（13：00～保健福祉センター）	
17	水	なかよし相談（9：30～保健福祉センター） おっぱい相談（10：00～保健福祉センター） 地域子育て支援活動（10：00～おもちゃのまちゆうゆ館） ファミサポ講習会「乳幼児の病気やケガの手当て」（10：00～子育て支援センターつばめ） 未就園児親子対象教室（ミッキータイム）（10：00～児童館）	司法書士相談（14：00～本庁103会議室）
18	木		人権・行政相談（13：30～本庁103会議室）
19	金	マミータイム（9：30～児童館）	
20	土		集団健診（7：30～城址公園ホール<壬生中央公民館>）
21	日		
22	月		窓口業務時間延長日（17：15～19：00 本庁住民課・税務課・こども未来課・健康福祉課）
23	火	1歳6か月児健診（12：50～保健福祉センター）	
24	水	はじめての児童館（10：00～児童館）	集団健診（8：30～稲葉地区公民館） 行政書士相談（14：00～本庁103会議室）
25	木	成長記録会ベビーチャピィ（9：30～保健福祉センター）	
26	金	成長記録会ベビーチャピィ（9：30～保健福祉センター） 離乳食教室（10：00～保健福祉センター）	
27	土	ベビーチャピィ合同（9：00～子育て支援センターつばめ） 節分会（9：30～児童館）	
28	日		
29	月		窓口業務時間延長日（17：15～19：00 本庁住民課・税務課・こども未来課・健康福祉課）
30	火	未就園児親子対象教室（なかよしルーム・きらきらコース）（9：30～児童館） 3歳児健診（12：50～保健福祉センター）	
31	水		

2月

1	木	未就園児親子対象教室（なかよしルーム・にこにこコース）（9：30～児童館）	シルバー人材センター入会説明会（13：30～壬生町シルバーワークプラザ 研修室）
2	金		
3	土		
4	日		
5	月		窓口業務時間延長日（17：15～19：00 本庁住民課・税務課・こども未来課・健康福祉課）
6	火	未就園児親子対象教室（なかよしルーム・きらきらコース）（10：00～児童館） 4か月児健診（13：00～保健福祉センター）	人権単独相談（9：30～本庁102会議室）
7	水	地域子育て支援活動（8：30～おもちゃのまちゆうゆ館） 未就園児親子対象教室（ミッキータイム）（10：00～児童館）	
8	木	未就園児親子対象教室（なかよしルーム・にこにこコース）（10：00～児童館）	
9	金		
10	土		
11	日		
12	月		
13	火	ようこそひよこへ（10：00～保健福祉センター） 10か月児健診（13：00～保健福祉センター）	
14	水	おっぱい相談（10：00～保健福祉センター） はじめての児童館（10：00～児童館） とちぎっ子食育出前講座（10：30～子育て支援センターつばめ）	
15	木		人権・行政相談（13：30～稲葉地区公民館）

毎月第3日曜日は家庭の日です。

毎月第3日曜日は
ふれあい育む
家庭の日
この機会に家族の絆を深めてみませんか？
※一部施設で優待制度があります。（詳細は県HP参照）
◎問合せ 教育委員会事務局生涯学習課 ☎81-1873



1月の 納税等

- 町県民税……………（4期）
- 国民健康保険税……………（7期）
- 介護保険料……………（7期）
- 後期高齢者医療保険料……………（7期）

納期限 1月31日(水)

壬生流ふくべたちの ハロウィンナイト開催



10月28日(土)、興光寺および参道において、壬生流ふくべたちのハロウィンナイトが開催されました。当日は、蘭学通りを巡るスタンプラリーや、仮装大会、本格派お化け屋敷、各種ワークショップの開催、キッチンカーの出店の他、占いの館も登場し、子どもから大人まで多くの来場者で賑わいました。



わが家のアイドル



えびぬまいちか
海老沼 依果ちゃん
(R4.1.30生)



さら
爽蒼ちゃん
(H28.9.24生)

おおばき れい
大関 莉伶ちゃん
(R2.1.14生)



やしほ しおり
梁島 詩織ちゃん
(R5.1.25生)

りょうた
涼太くん
(H28.11.22生)



なな
七菜ちゃん
(R2.9.27生)

はまの ゆいな
濱野 結菜ちゃん
(H31.1.23生)



ひろ
斐ちゃん
(R4.5.9生)

かわらい まゆこ
瓦井 寿彦くん
(H30.1.9生)

みんなの広場



あおき ふうか
青木 風薫ちゃん
(H30.1.11生)



さえずさ なと
三枝 虹翔くん
(H28.1.23生)



かわた
川田 ゆずちゃん
(R3.1.27生)



もりま こうたろう
森島 琥太郎くん
(H31.1.7生)



おおけ じゅんいちろう
大毛 準一郎くん
(H31.1.8生)



もとやす じん
本保 仁くん
(H30.1.25生)

次回は3月生まれのアイドルを募集します。 **締切り** 1月16日(火)

【必要事項】 氏名(ふりがな) (複数のアイドルが写っている場合はそれぞれ分かるように明記してください)、保護者名、生年月日、住所、電話番号

【申込方法】 町公式ウェブサイトの、わが家のアイドル入力フォーム
<https://www.town.mibu.tochigi.jp/docs/2014122100034/>から申込みができます

【申込先】 役場総合政策課、稲葉・南犬飼出張所、子育て支援センターでも受け付けています。壬生町総務部総合政策課情報デジタル係 〒321-0292 壬生町大字壬生甲3841-1

【備考】 メール sougo@town.mibu.tochigi.jp
・壬生町在住の9歳以下(一緒に写っているお子さん含む)に限ります。

- ・複数の写真を1枚にする、ぼかす、エフェクトを加えるなどの加工はしないでください。
- ・一度掲載した写真は原則掲載できません。
- ・写真は掲載後、原則お返しできません。
- ・町子育てサイトのトップページにもお写真のみ掲載します。

